

八幡平市障がい者計画（第4次）

八幡平市第7期障がい福祉計画

八幡平市第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

八 幡 平 市

目次

第1章 序論

ページ

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ・性格	5
3 計画の期間	6

第2章 総論

I 障がい者の現状とサービス等の課題

1 障がい者の現状	7
2 障害福祉サービスの利用状況	14
3 今後の課題	16

II 障がい者計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	18
2 計画の基本目標	18
3 計画の推進に向けて	19
4 計画の推進体系	21

第3章 各論

I ふれあいの地域づくり

1 広報・啓発	22
2 生活環境の整備	23

II わかちあいの地域づくり

1 生活支援	25
--------	----

III ささえあいの地域づくり

1 保健・医療	28
2 教育	30
3 福祉	32
4 主要事業と目標	35

第4章 障がい福祉計画

I 障がい福祉計画の基本的方針

1 計画の基本理念	39
2 計画の基本的考え方	40

II 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

1 障害福祉サービスの目標値設定のポイント	41
2 障害福祉サービスの内容及び見込量	46

第5章 障がい児福祉計画

I 障がい児福祉計画の基本的方針	
1 計画の基本理念	58
2 計画の基本的考え方	58
II 障害児福祉サービス等の数値目標及び見込量	
1 障害児福祉サービスの目標値設定のポイント	60
2 児童福祉法に基づくサービスの内容及び見込量	62

第6章 地域生活支援事業

I 地域生活支援事業の内容及び見込量	66
II その他の事業内容及び見込量	73

資料編

アンケート調査結果の概要	76
アンケート調査用紙	85
自立支援協議会設置要綱	89
事業所一覧	91
計画策定委員名簿	93

第1章 序論

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成15年4月の支援費制度の導入により、行政がサービスの利用を決める措置制度から、契約制度に変更になり、障がいのある方の自己決定に基づいてサービスの利用ができるようになりました。

しかしながら、支援費制度にはさまざまな課題があったため、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を総合的に表す「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）が設けられ、支給決定の判断の明確化、透明化、公正化が図られました。

平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、障がい者の範囲の見直しや障がい者に対する支援の拡充などが行われました。

その後、平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するとともに、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充を図ることとして、いずれも平成30年4月から施行されています。

さらに、障がい者の文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に施行、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が令和元年6月に施行、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月に施行されるなど、障がいのある方を取り巻く施策及び環境は大きく変化しています。

市では、平成30年4月に「障害者基本法」に基づく「八幡平市障がい者計画（第3次）」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。また、令和3年4月には、

「障害者総合支援法」に基づく「八幡平市第6期障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「八幡平市第2期障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や利用者の拡大に努めてきました。

市障がい者計画（第3次）と市第6期障がい者福祉計画及び市第2期障がい児福祉計画が令和5年度末で終了することから、その成果を踏まえつつ、計画的かつ効果的な施策展開と推進を図るため、「八幡平市障がい者計画（第4次）」と「八幡平市第7期障がい福祉計画」、「八幡平市第3期障がい児福祉計画」を策定します。

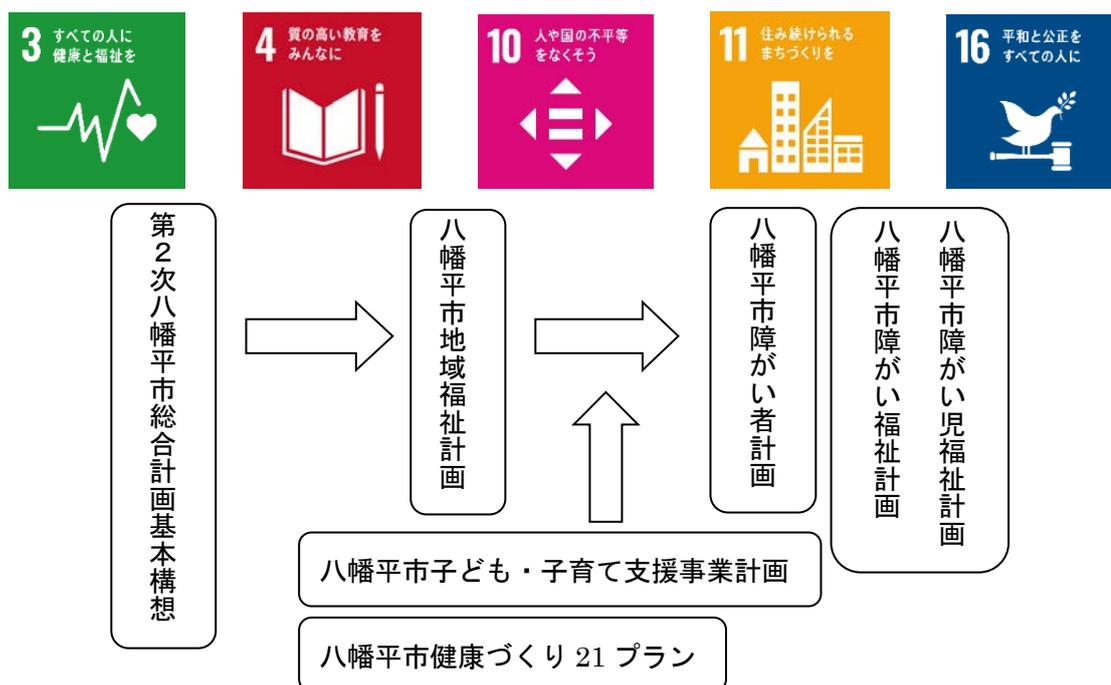
2 計画の位置づけ・性格

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障がい者計画は、障がい者施策全般に関わる基本的な考え方や具体的な推進について定めた、障がい福祉に関する基本計画です。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供に関する体制づくりや当該サービスを確保するための事業計画です。

八幡平市の基本計画である「第2次八幡平市総合計画基本構想」及び「八幡平市地域福祉計画」や「八幡平市子ども・子育て支援事業計画」、「八幡平市健康づくり21プラン」等との整合性を図りながら、障害福祉サービスの提供体制の充実に向けて推進していくものです。

また、本計画を推進することで、平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（基本目標）から構成されますが、本計画と関連性が高いゴール（目標）として、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」の5つが挙げられます。このSDGsの目標を掲げることが本計画の目標達成の見える化に資するよう進めていきます。



3 計画の期間

障がい者計画（第4次）は、令和6年度から令和11年度まで6か年の計画です。
 また、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度まで3か年の計画です。

H18	H19~H20	H21~H23	H24~H26	H27~H29	H30~R2	R3~R5
障害者計画（第1次）		障がい者計画（第2次）		障がい者計画（第3次）		
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障がい福祉計画	第4期 障がい福祉計画	第5期 障がい福祉計画	第6期 障がい福祉計画	
				第1期 障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画	
R6~R8	R9~R11					
障がい者計画（第4次）						
第7期 障がい福祉計画	—					
第3期 障がい児福祉計画	—					

第2章 総論

I 障がい者の現状とサービス等の課題

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者

令和5年3月末現在の身体障害者手帳所持者は1,166人で、市の総人口(23,777人)の4.9%となっています。令和2年3月末に比べ、手帳所持者は23人減少していますが、総人口に対する割合は増えています。

障がいの種別では、「肢体不自由」が51.8%、「内部障がい」が34.0%となっており、内部障がいのうち心臓機能障がい(232人)及び腎臓機能障がい(85人)が79.8%を占めています。年齢別では、65歳以上の高齢者の手帳所持者が全体の78.8%(919人)となっています。令和2年3月末に比べ、65歳以上の手帳所持者は、3人増加しています。

身体障害者手帳所持者数(障がい種別)

障がい種別	平成29年3月末 市の総人口 26,492人		令和2年3月末 市の総人口 25,076人		令和5年3月末 市の総人口 23,777人	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	96人	7.1%	81人	6.8%	76人	6.5%
聴覚・平衡障がい	101人	7.5%	92人	7.7%	79人	6.8%
音声・言語・そし やく機能障がい	9人	0.6%	7人	0.6%	10人	0.9%
肢体不自由	767人	56.8%	648人	54.5%	604人	51.8%
内部障がい	378人	28.0%	361人	30.4%	397人	34.0%
合計	1,351人	—	1,189人	—	1,166人	—

資料：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

身体障害者手帳所持者数（障がい種別、年齢別）

（単位：人）

障がい種別	平成 29 年 3 月末			令和 2 年 3 月末			令和 5 年 3 月末		
	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上
視覚障がい	0	15	81	0	11	70	0	14	62
聴覚・平衡障がい	1	14	86	1	14	77	2	10	67
音声・言語・そしやく機能障がい	0	2	7	0	0	7	0	1	9
肢体不自由	8	193	566	9	156	483	10	135	459
内部障がい	4	88	286	3	79	279	5	70	322
合 計	13	312	1,026	13	260	916	17	230	919

資料：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

身体障害者手帳所持者数（平成 29 年 3 月末現在）

（単位：人）

障がい種別	総 数			1 級			2 級			3 級		
	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上
視覚障がい	0	15	81	0	6	30	0	2	22	0	2	8
聴覚・平衡障がい	1	14	86	0	0	0	1	7	23	0	1	10
音声・言語・そしやく機能障がい	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	2	5
肢体不自由	8	193	566	7	51	126	0	40	135	0	32	99
内部障がい	4	88	286	1	64	196	1	0	0	1	8	27
合 計	13	312	1,026	8	121	352	2	49	180	1	45	149

障がい種別	4 級			5 級			6 級			総数（割合）
	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	
視覚障がい	0	1	8	0	2	8	0	2	5	96 (7.1%)
聴覚・平衡障がい	0	4	11	0	0	0	0	2	42	101 (7.5%)
音声・言語・そしやく機能障がい	0	0	2	-	-	-	-	-	-	9 (0.6%)
肢体不自由	1	45	130	0	15	47	0	10	29	767 (56.8%)
内部障がい	1	16	63	-	-	-	-	-	-	378 (28.0%)
合 計	2	66	214	0	17	55	0	14	76	1,351 (100%)

資料：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

身体障害者手帳所持者数（令和2年3月末現在）

（単位：人）

級、年齢別 障がい種別	総数			1級			2級			3級		
	18歳未満	18～64歳	65歳以上									
視覚障がい	0	11	70	0	4	28	0	3	19	0	0	6
聴覚・平衡障がい	1	14	77	0	0	0	1	8	21	0	1	7
音声・言語・そしやく機能障がい	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	6
肢体不自由	9	156	483	7	43	103	0	29	105	1	23	90
内部障がい	3	79	279	1	57	193	0	1	0	1	6	29
合計	13	260	916	8	104	324	1	41	145	2	30	138

級、年齢別 障がい種別	4級			5級			6級			総数（割合）
	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
視覚障がい	0	1	3	0	1	6	0	2	8	81 (6.8%)
聴覚・平衡障がい	0	5	9	0	0	0	0	0	40	92 (7.7%)
音声・言語・そしやく機能障がい	0	0	1	-	-	-	-	-	-	7 (0.6%)
肢体不自由	0	34	116	1	17	41	0	10	28	648 (54.5%)
内部障がい	1	15	57	-	-	-	-	-	-	361 (30.4%)
合計	1	55	186	1	18	47	0	12	76	1,189 (100%)

資料：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

身体障害者手帳所持者数（令和5年3月末現在）

（単位：人）

級、年齢別 障がい種別	総数			1級			2級			3級		
	18歳未満	18～64歳	65歳以上									
視覚障がい	0	14	62	0	4	25	0	5	15	0	0	4
聴覚・平衡障がい	2	10	67	0	0	0	1	6	16	1	1	8
音声・言語・そしやく機能障がい	0	1	9	0	0	0	0	0	1	0	0	5
肢体不自由	10	135	459	8	44	97	0	26	108	0	19	78
内部障がい	5	70	322	3	52	215	0	1	1	1	6	39
合計	17	230	919	11	100	337	1	38	141	2	26	134

級、年齢別 障がい種別	4級			5級			6級			総数（割合）
	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	18歳未満	18～64歳	65歳以上	
視覚障がい	0	1	4	0	2	8	0	2	6	76 (6.5%)
聴覚・平衡障がい	0	3	6	0	0	1	0	0	36	79 (6.8%)
音声・言語・そしやく機能障がい	0	1	3	-	-	-	-	-	-	10 (0.9%)
肢体不自由	0	24	113	2	15	36	0	7	27	604 (51.8%)
内部障がい	1	11	67	-	-	-	-	-	-	397 (34.0%)
合計	1	40	193	2	17	45	0	9	69	1,166 (100%)

資料：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

(2) 知的障がい者

令和5年3月末現在の療育手帳所持者は281人で、総数は増加傾向にあり、また、令和2年3月末に比べ、A判定の人は増減がなく、B判定の人はやや増加しています。

療育手帳所持者数

年齢	平成29年3月末					
	A判定	割合	B判定	割合	総数	割合
18歳未満	14人	5.2%	19人	7.1%	33人	12.3%
18～64歳	69人	25.7%	142人	52.7%	211人	78.4%
65歳以上	10人	3.7%	15人	5.6%	25人	9.3%
合計	93人	34.6%	176人	65.4%	269人	—

年齢	令和2年3月末					
	A判定	割合	B判定	割合	総数	割合
18歳未満	14人	5.1%	17人	6.3%	31人	11.4%
18～64歳	61人	22.5%	144人	53.1%	205人	75.6%
65歳以上	17人	6.3%	18人	6.7%	35人	13.0%
合計	92人	33.9%	176人	66.1%	271人	—

年齢	令和5年3月末					
	A判定	割合	B判定	割合	総数	割合
18歳未満	17人	6.0%	18人	6.4%	35人	12.5%
18歳以上	60人	21.4%	147人	52.3%	207人	73.7%
65歳以上	15人	5.3%	24人	8.5%	39人	13.9%
合計	92人	32.7%	189人	67.3%	281人	—

資料：盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課

(3) 精神障がい者

令和5年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は257人、自立支援医療利用者は441人となっています。令和2年3月末に比べ、精神障害者保健福祉手帳所持者は89人増と大幅に増え、自立支援医療利用者はほぼ増減はありません。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別	平成29年3月末	令和2年3月末	令和5年3月末
1級	64人	52人	83人
2級	80人	96人	141人
3級	17人	20人	33人
合計	161人	168人	257人

資料：岩手県県央保健所

自立支援医療利用者数

性別	平成29年3月末	令和2年3月末	令和5年3月末
男	209人	215人	212人
女	190人	225人	229人
合計	399人	440人	441人

資料：岩手県県央保健所

(4) 難病患者

障害者総合支援法により、平成25年4月から難病の人も身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスの受給が可能になり、令和3年11月には対象疾病が366となっています。

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づいて、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施されています。難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は、令和3年11月には333疾病から338疾病に拡大されています（難病医療費助成を受けられるのは、特定疾患医療受給者証を所持している人のみです）。

(参考)

特定疾患医療受給者証所持者数

	平成29年3月末	令和2年3月末	令和5年3月末
所持者数	221人	193人	206人

資料：岩手県県央保健所

2 障害福祉サービスの利用状況

(1) 自立支援給付等利用者数（令和4年度）

（単位：人）

	サービス内容	障がい児	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	0	10	12	4	26
	同行援護	0	0	0	0	0
	行動援護	0	0	1	0	1
日中活動系	生活介護	0	30	78	8	116
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	0	1	2	3
	就労移行支援	0	1	2	1	4
	就労継続支援 A 型	0	2	5	1	8
	就労継続支援 B 型	0	11	51	43	105
	就労定着支援	0	0	0	1	1
	療養介護	0	5	2	0	7
	短期入所（ショートステイ）	1	3	2	1	7
居住系	グループホーム	0	3	56	13	72
	施設入所支援	0	26	46	5	77
相談系	計画相談	31	44	134	36	245
	地域移行	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0
障害児通所支援	児童発達支援	3	0	0	0	3
	医療型児童発達支援	2	0	0	0	2
	放課後等デイサービス	24	0	0	0	24
	保育所等訪問支援	1	0	0	0	1
	合計	62	135	390	115	702

資料：八幡平市地域福祉課

※障害福祉サービス支給決定者数 286 人

一人で複数のサービスを利用している人もいます。

難病患者の利用は、ありませんでした。

(2) 地域生活支援事業利用者数（令和4年度）

（単位：人）

サービス内容	障がい児	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	合計
日常生活用具給付等	5	71	0	0	0	76
移動支援事業	0	3	1	0	0	4
地域活動支援センター	0	0	5	6	0	11
点字・声の広報発行	0	10	0	0	0	10
生活支援事業	0	0	0	0	0	0
生活サポート	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	4	3	12	5	0	24
相談支援事業	1	1	10	19	0	31
合計	10	88	28	30	0	156

資料：八幡平市地域福祉課

※ 地域生活支援事業支給決定者数 129人
一人で複数のサービスを利用している人もいます。

3 今後の課題

障がいのある人や介護を担う家族の高齢化、また、単身世帯の増加が進んでいます。地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者世帯についての課題のみならず、地域のさまざまな課題に対応することは、行政による障害福祉サービスの充実だけでは困難であり、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。そのため、行政による障害福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い・支え合いを一体のものとして、地域福祉の向上に取り組む必要があります。

(1) 保健・医療・福祉の連携

身体障がいの種別では、内部障がいが増えています。生活習慣や食生活の変化などにより、糖尿病、心臓や腎臓などの疾患が多くなってきています。また、統合失調症等の精神障がいや発達障がいも増加しています。保健・医療・福祉が連携し、生活習慣病の予防やこころの健康づくり、また、発達障がいの早期発見と適切な支援を進めていく必要があります。

(2) 制度間におけるサービス利用の調整

改正された障害者総合支援法と児童福祉法が平成 30 年 4 月に施行され、障がい者が自ら望む地域生活の支援や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られてきました。高齢障がい者が増加していることから、今後も介護保険サービスの円滑な利用促進をはじめ、障害福祉サービスとその他のサービスの利用の調整を進めていく必要があります。

(3) 在宅における障害福祉サービスの充実

障がいのある人の地域生活支援を進めるため、訪問系サービスや日中活動系サービスなどの在宅で利用できる障害福祉サービスを充実させる必要があります。

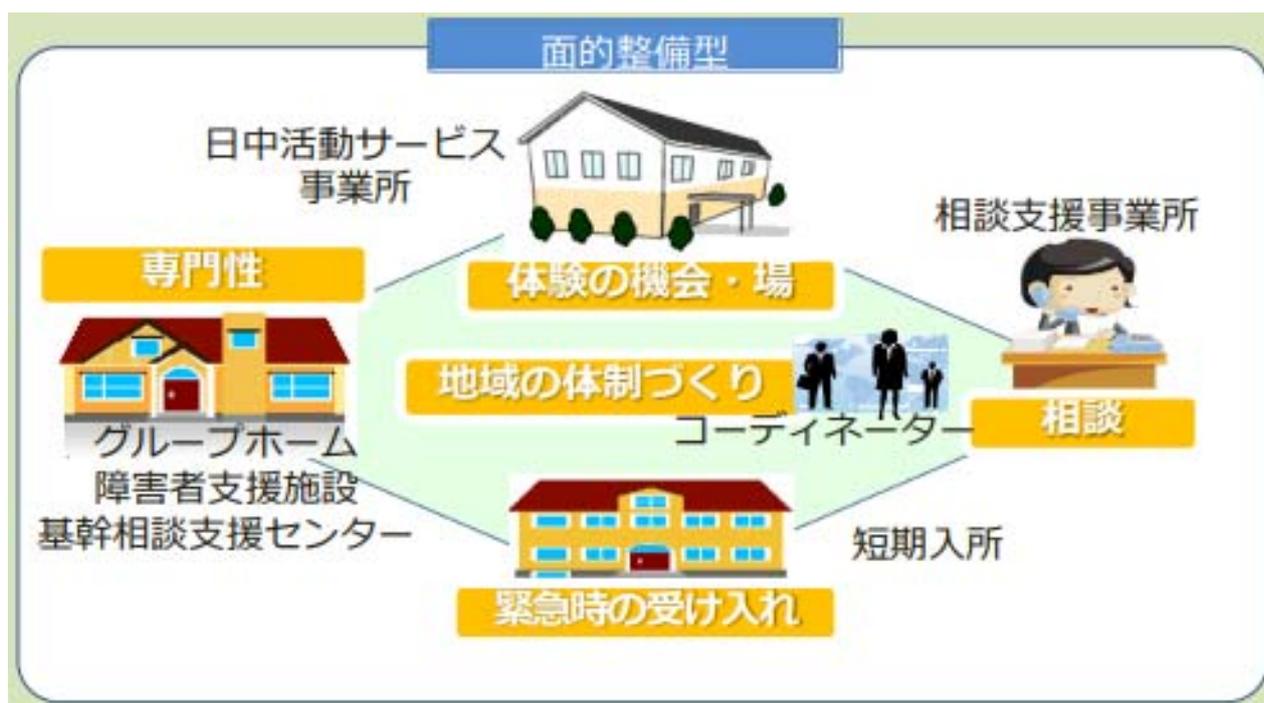
(4) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者及び家族の高齢化、障がい者の単身世帯化や重度化が進んでいます。保護者が主力となって介護を行っている家庭が多いことから、将来の生活に不安がでてきています。また、様々なニーズに対応できる地域の体制づくりが求められています。

現在、緊急時には市内の相談支援事業所やサービス提供事業者等と連携を取りながら対応していますが、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で安心して生活ができるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制づくりが必要です。

※地域生活支援拠点イメージ図

- ・面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）



Ⅱ 障がい者計画の基本的な考え方

第3次計画において取り組んだ基本理念と基本目標を踏襲しつつ、第4次計画を推進します。

1 計画の基本理念

障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合い、共に協力しながら、安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

ふれあい・わかちあい・ささえあい

地域の人たちが、ふれあい、わかちあい、ささえあいながら暮らしていくことのできる地域づくりを目指します。

2 計画の基本目標

(1) ふれあいの地域づくり

障がいのあるなしにかかわらず、安全に安心して暮らせるよう、道路・建物の段差や仕切りの解消に努めるとともに、こころのバリアフリーについて啓発を図ります。

また、全ての人が生活しやすいまちづくりを進めていくとともに、障がいのある人の社会参加を促進します。

(2) わかちあいの地域づくり

障がいのある人が自ら障害福祉サービスの利用について選択し決定することを基本に、一人一人のニーズに応じた支援や相談ができるよう、相談支援事業の充実を図ります。

また、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるように、障害福祉サービス提供事業者等と連携を取りながらサービス提供体制の充実を図ります。さらに、就労の支援、地域移行の支援、居住の支援、活動の支援などに努めます。

(3) ささえあいの地域づくり

保健・医療、教育、福祉の各分野の連携のもと、障がいのある人もない人も健康で自分らしく生きがいを持って、お互いに支え合って暮らしていくことのできる地域づくりを進めます。

3 計画の推進に向けて

計画を推進していくためには、行政機関はもとより、当事者、家族、事業者や企業、地域社会がそれぞれの立場で、障がいのある人の地域生活を支援していくための体制づくりに積極的に関わっていくことが望まれます。

(1) 当事者や家族、障がい者団体に期待されること

当事者や家族は、積極的に社会活動に参画して、地域の人々と交流し、必要な障害福祉サービス等を利用しながら、地域の中で自分らしく、できるだけ自立して生活することが望まれます。また、ボランティア活動や地域活動にも積極的に参加し、地域社会での役割を担っていくとともに、進んで地域づくりに関わっていくことが期待されます。

障がい者団体は、障がい者の権利を守るため、会員間の情報交換の充実を図り、積極的な発言や問題提起をしながら、障がいに対する理解を深めるよう、活発な活動が期待されます。

(2) 障害福祉サービス事業者に期待されること

サービス等利用計画による定期的なモニタリング、そして個別支援計画に基づいたサービス提供の体制をとり、障がいのある人が安心して障害福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に努めることが期待されます。加えて、本人の希望する暮らしを支援するという視点に立って、当事者と家族のニーズに基づいたサービスの展開を図り、他の事業者とも連携しながら自立を支援していくことが望まれます。

(3) 企業に期待されること

企業には、障がいのある人が各自の能力や適性に応じた職業に就くことができるよう、心身の状況について理解と配慮をしながら、雇用に積極的に取り組むことが期待されます。

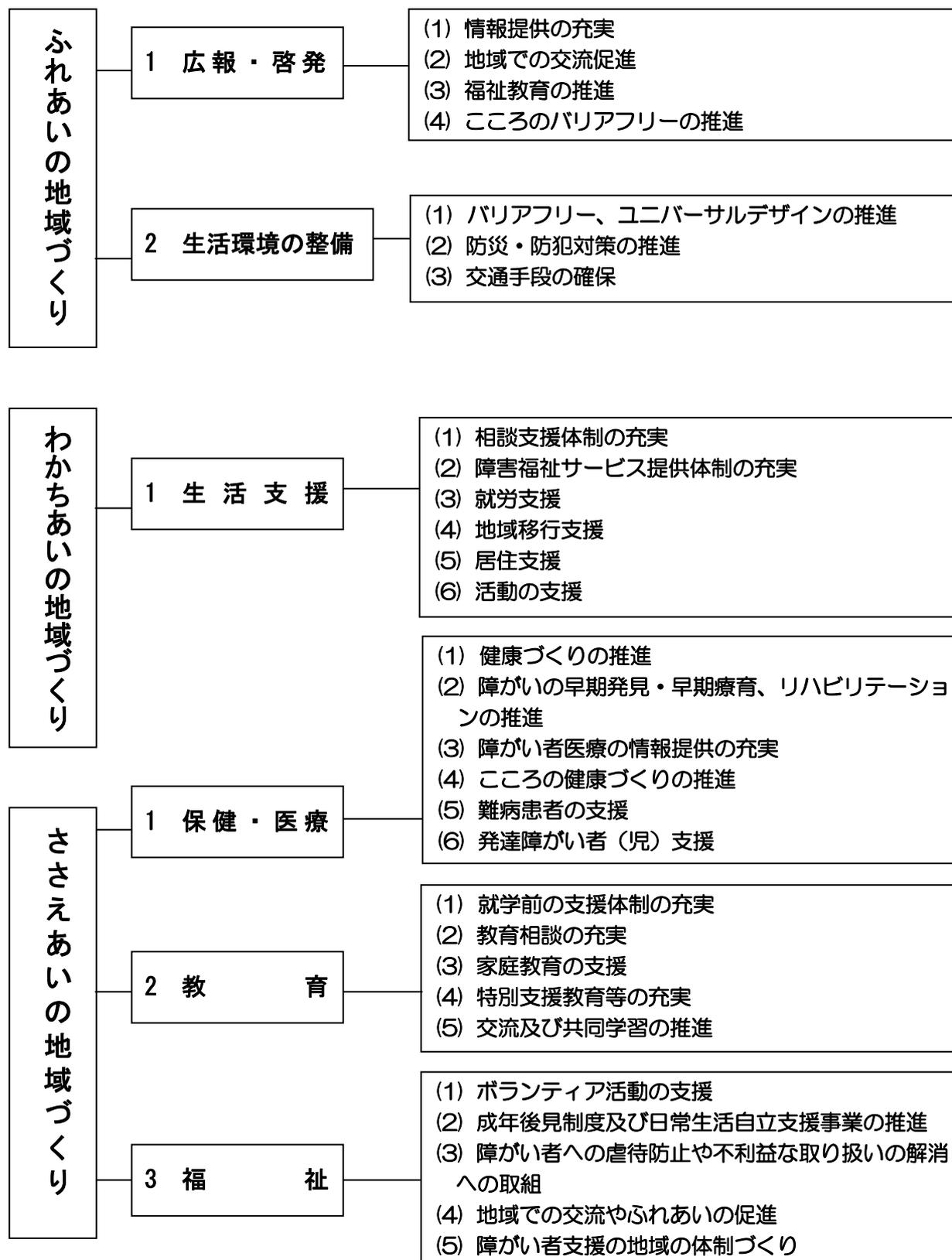
(4) 地域社会に期待されること

障がいのある人が、地域の一員として生活できるような地域づくりを進めていくことが期待されます。また、一人一人が互いの人格と個性を尊重し、理解を深めながら、地域福祉活動等へ積極的に参加することが望まれます。また、災害時において、障がいのある人の安全が確保されるよう、隣近所や自主防災組織等において、障がいのある人の把握に努めるとともに、災害発生時には安否確認や安全確保を行うことができるよう、協力体制を整えることが期待されます。

(5) 市の役割

障がいのある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく支援体制の整備だけでなく、他の障害福祉サービスや制度等を利用しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関や障害福祉サービス提供事業者、企業、当事者団体、ボランティア団体等と連携を取り、地域住民の方々の参加を促しながら、地域のネットワークづくりを進めます。

4 計画の推進体系



I ふれあいの地域づくり

障がいのある人が安心して暮らしていくことのできる地域づくりを目指して、障がいに対する理解の輪を広げていくための広報・啓発活動を進めるとともに、生活環境の整備を進めていきます。

1 広報・啓発

現状と課題

この計画を策定するための基礎資料とすることなどを目的に行ったアンケート調査（結果の概要は、資料の76ページ以降にあります。）の【問13】「障がい者施策を充実するために希望すること」で、一番多かったのが「サービスや制度の説明などの充実」という回答でした。サービスや制度が変更されることが多いことから、多くの人に分かりやすい情報を提供していく必要があります。障がい福祉に関する情報の提供を積極的に行い、障がいに対する偏見や差別を取り除き、地域の中に障がいに対する理解の輪を広げていくことが大切です。

今後の施策

(1) 情報提供の充実

ガイドブックやパンフレット、市ホームページの更新や充実を図り、分かりやすい情報を提供するように努めます。

(2) 地域での交流促進

障がいのある人の社会参加を支援するため、イベントなどで障がい者の製品や作品の紹介及び販売の機会を通して、地域での交流の機会を図ります。

(3) 福祉教育の推進

多くの人々が障がい者福祉に関心を寄せ、身近な課題について理解を深められるように各世代に対応した福祉教育を推進します。

(4) こころのバリアフリーの推進

障がいに対する偏見や誤解は、障がいのある人の地域生活や社会参加を妨げることにつながります。地域で暮らす人同士が、お互いを理解し尊重し合いながら、自分らしく元気に暮らすことができる地域づくりを目指し、こころのバリアフリーについて啓発を図ります。

2 生活環境の整備

現状と課題

市の公共施設を建設・改修する際は、全ての人々が利用しやすい施設になるよう、ユニバーサルデザインに配慮していますが、古い建物や道路などは、利用しにくいものもあり、改修等が必要なものもあります。障がいのあるなしに関わらず、全ての人々が共に協力しながら安心して暮らしていくことができるよう、生活環境の整備を進める必要があります。

今後の施策

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設や多くの人々が利用する施設の整備にあたっては、だれもが利用しやすい生活環境（ユニバーサルデザイン）に配慮した取り組みがなされるよう、関係機関と連携を図ります。

(2) 防災・防犯対策の推進

障がいのある人は、災害の発生時に自力で避難することが難しい場合があり、日ごろから地域における災害時の支援体制を整え、防災や避難に対する意識を高めておくことが重要です。災害時の避難の支援が必要な人々については、平常時からの支援の取り組みを促進し、地域での支え合いを生かした支援体制の整備の促進を図ります。福祉避難所については、八幡平市地域防災計画に基づき、市内福祉施設と協定を締結しています。

また、障がいのある人が犯罪などの被害にあわないように、地域や関係機関と連携を図り、日頃の見守り活動を推進します。

(3) 交通手段の確保

障がい者や高齢者にとって生活上の大きな役割を担っているコミュニティバス等
地域公共交通について、より多くの住民が利用しやすく、かつ、安全な地域公共交
通ネットワークの構築を目指します。

Ⅱ わかちあいの地域づくり

障がいのある人が障害福祉サービスを利用しやすい仕組みをつくっていくために、相談支援体制や障害福祉サービス提供体制を充実させるとともに、地域での支援体制の整備を進めていきます。

1 生活支援

現状と課題

アンケート調査の【問 11】「充実してほしい（増やしてほしい）障がい福祉サービス」では、「就労継続支援」「就労移行支援」「グループホーム」「短期入所」の順に回答が多くありました。また、相談支援の充実を希望する回答も多くありました。

相談支援体制やサービス提供体制の充実が課題となっています。

今後の施策

(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援のネットワークづくり

相談支援事業所との連携を深めるとともに、障がい者自立支援協議会で地域の障がい福祉に関する支援体制の整備について協議を行いながら、相談支援のネットワークづくりを図ります。

成年後見制度利用支援事業など、総合的・専門的な相談支援や相談支援体制の充実が必要となってきていますので、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置については引き続き検討を進めます。

② 相談支援専門員の確保

アンケート調査の【問 13】「障がい者施策を充実させるために希望すること」で、「気軽に相談支援を利用したい」という回答が25.1%（96人）ありました。相談支援専門員と連携し、総合的な相談支援体制が取れるよう、体制の充実を図ります。特に、専門性の高い相談支援が必要となる障がい児やその保護者、発達障がい者（児）とその保護者の相談ニーズに応じるため、専門性を有する相談支援員の確保に努めます。

③ ケアマネジメント体制の充実

福祉サービスの利用が利用者主体で進められるよう、モニタリングの実施、サービス等利用計画、個別支援計画の作成にあたっては、サービス事業所と相談支援事業所との連携・調整を図ります。

(2) 障害福祉サービス提供体制の充実

障害福祉サービスの利用についての相談窓口に関する情報提供を行い、利用者が気軽に利用しやすい体制づくりに努めます。また、音読や点字などによる情報提供の充実に努めるほか、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の養成に努めます。

市内にも、日中活動系事業所（就労継続支援 B 型事業所や地域活動支援センター）や居住系事業所（グループホーム）・障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）が開設されています。グループホームや放課後等デイサービスの利用希望者が増加していることから、事業所間の連絡調整を行い、利用者の意向や状況把握に努めながら、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 就労支援

ハローワーク、商工会、企業懇談会、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、就労支援を進めます。また、岩手県障害者職業センター等と連携を図り、ジョブコーチ（職場適応援助者）等の就労支援人材の確保を支援します。さらに、市の知的障がい者職親委託制度の周知を図り、職親の登録事業所を増やすとともに、制度の利用促進を図ります。

就労継続支援 B 型事業所への支援を継続するとともに、多機能型事業所として事業展開しようとする場合、運営計画作成等の支援を行います。また、就労体験実習のできる事業所等の確保に努めるとともに、事業主が、障がい者個々の心身の状況について理解と配慮をしながら、積極的に雇用に取り組むことができるよう、障がい者の雇用に対する理解の促進に努めます。

(4) 地域移行支援

福祉施設に入所等をしている精神障がい者について、本人並びに家族の意向の把握に十分努め、必要な情報提供を行いながら医療機関、サービス提供事業所、相談支援事業所などとの連携を図って、障害福祉サービスを利用した地域移行を支援します。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(5) 居住支援

障がいのある人が地域で生活するためには、グループホームの利用が重要であることから、サービス提供事業所との連携のもと、グループホームの設置及び利用の促進に努めます。

(6) 活動の支援

障がいのある人が、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、普及啓発や活動の場の提供に努めるとともに、障がい者団体との連携を図り、障がい者スポーツ大会等への参加を支援します。また、気軽に文化芸術活動や生涯学習活動に取り組むことができるよう、活動の場の確保や情報の提供に努めるとともに、活動を行っている人たちの交流を促進します。

障がいのある人同士がお互いに交流できる地域活動支援センターの利用促進を図るとともに、当事者会や家族会の活動を支援します。

Ⅲ ささえあいの地域づくり

保健・医療、福祉、教育の各分野が連携をとりながら、障がいのある人もない人も健康で自分らしく生きがいを持って、お互いに支え合って暮らしていくことのできる地域づくりを進めます。

1 保健・医療

現状と課題

医学の進歩により、障がいの早期発見・早期治療及び早期療育体制やリハビリテーションの充実が図られてきています。しかし、生活習慣病による内部障がいやこころの病、難病、発達障がいなど障がいの多様化や重度化、そして高齢化への対応が必要になってきています。保健・医療、福祉、教育の各分野が連携を取りながら障がいの発生予防、早期発見・早期療育・早期治療、リハビリテーションを総合的に進めていく必要があります。

今後の施策

(1) 健康づくりの推進

内部障がい等を予防するため、特定健診や特定保健指導、健康教室、健康相談の充実を図りながら健康づくりを推進します。

また、受診しやすい健診（検診）体制の整備や、利用しやすい保健事業の推進を図ります。

(2) 障がいの早期発見・早期療育・リハビリテーションの推進

乳幼児健診や各種母子保健事業の充実を図り、安心して子育てができるよう支援体制を整備します。

子どもの心身の発達の遅れ等が認められた時は、専門医や相談機関に紹介して障

がいの早期発見・早期療育につなげるとともに、専門家による相談支援・療育教室等で育児の支援を行います。また、保育所、幼稚園等と連携し、子どもの療育を支援します。

また、障がいの軽減や重度化予防のため、リハビリテーションを受けやすい環境の整備を図るとともに、医療・介護保険・自立支援に係る障害福祉サービス等のリハビリに関する情報提供の充実に努めます。

(3) 障がい者医療の情報提供の充実

障がいのある人が利用しやすいよう、医療サービスの提供機関とその内容、各種行政サービス等の情報提供の充実に努めます。

(4) こころの健康づくりの推進

学校、職場、地域でこころの健康づくりを推進するため、こころの健康相談の充実や知識の普及啓発等に努め、地域全体でこころの健康づくりを進めます。

また、こころの病気の早期発見、早期治療の大切さの普及啓発に努めるとともに、悩んでいる人に気づき適切に支援を行うため、ゲートキーパー養成研修等の開催や相談窓口の周知等を図り、自殺予防対策の取り組みも進めます。

精神科病床における長期入院患者については、退院の促進を図り、地域で安心して生活ができるよう、グループホーム等の住居の確保など、地域で生活するための支援を進めます。

病気とつきあいながら暮らしていくための、相談支援体制の整備に努めるとともに、安心して治療が受けられるよう、医療機関や関係機関と連携を図ります。

(5) 難病患者の支援

難病に関する知識や理解を深めるための啓発を行うとともに、難病患者が安心して医療を受けられるよう、また、さまざまな障害福祉サービスが利用できるよう情報提供を行い、在宅での生活が送れるよう、支援に努めます。

(6) 発達障がい者（児）の支援

発達障がいに関する知識や理解を深めるための啓発を行います。

また、障がいの特性及び成長時期に応じた支援を受けられるよう、乳幼児健康診査での早期発見に努めます。

岩手県立療育センターと連携した発達相談支援を継続しながら、発達障がい者（児）の支援体制の整備に努めます。

2 教育

現状と課題

発達やことばの遅れ、障がいのある子どもに対する支援は、子どもだけでなく親や家族への支援が大切です。市教育委員会と連携し、親子が安心して相談支援が受けられるよう、相談支援体制を整備する必要があります。

今後の施策

(1) 就学前の支援体制の充実

乳幼児健診などで発達等について指導があった子どもと親に対し、できるだけ早期に岩手県福祉総合相談センター、岩手県立療育センター等の専門機関での相談支援が受けられるよう、健診後のフォロー体制の充実と就学时健診の充実を図ります。

心身の成長や発達に遅れや障がいのある子どもと親のため、療育に関する教室の開催や、障がい児保育の実施等、子どもの発達状況に応じた療育が受けられるよう、事業の充実を図ります。

家族が、子どもの発達を理解し、必要とするサービスが受けられ、心身の状況に応じた養育ができるよう、気軽に相談できる支援体制の整備に努めます。

(2) 教育相談の充実

子ども一人一人がそれぞれの適性に応じた教育を受け、持っている力を十分に発揮できるよう、また、親が安心して子どもの就学や学校生活等の相談ができるよう、相談支援体制を充実させていくとともに、教育支援委員会における就学支援の充実を図ります。

(3) 家庭教育の支援

障がいのある子どもの保護者が安心して子どもを養育できるよう、相談や家庭教育の支援を進めます。

(4) 特別支援教育等の充実

特別な支援を要する児童生徒のための特別支援学級を設置したり、必要に応じて児童生徒の支援員を配置したりするなどして、学校生活や学習活動の支援に努めます。

また、教育サポートルームを設置して、不登校児童生徒の学校復帰に向けての相談支援を行うため、指導員を配置し、相談支援や指導を行い、教育の充実を図ります。

(5) 交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に参加・活動し、交流や共同学習を通して相互理解を図ることが重要です。交流及び共同学習を通して、共に助け合い支え合っていくことを学び、障がいのある子どもの自立と社会参加が図られるよう、交流及び共同学習の推進に努めます。

3 福祉

現状と課題

アンケート調査の【問6】「就労していますか」で、44.2%の人が就労していないと回答しています。また、【問7-2】「家族のどなたと同居していますか」で、51.1%の人が親と同居しており、身体障害者手帳保持者数でも、65歳以上の方が全体の78.8%となっています。このことから、親の高齢化や障がい者自身の高齢化が課題となっています。

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、障害福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、地域全体で支援していく体制づくりが必要です。地域に根ざした隣近所の見守りや助け合いにより、お互いに支え合うことができる地域づくりを進めていく必要があります。

今後の施策

(1) ボランティア活動の支援

ボランティア活動を支援し、障がいのある人への理解の輪を広げていきます。

社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成やボランティア活動についての情報提供を進めます。

(2) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の推進

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用の啓発を進め、障がいのある人が安心して暮らせるよう、利用を促進します。

また、障がいのある人の消費者トラブルを未然に防止するため、障がい者の保護者及び福祉施設や地域の福祉関係者、消費者行政、警察等の関係機関が連携して情報提供を図るとともに、消費者問題の早期解決を図ります。

(3) 障がい者への虐待防止や不利益な取り扱いの解消への取組

障がい者への虐待の防止や障がい者への不利益な取り扱いの解消のため、啓発に努めるなど関係機関と連携し取り組みを進めます。

(4) 地域での交流やふれあいの促進

隣近所のあいさつや見守りといった、地域での交流やふれあいを促進するとともに、障がい者施設の開放などを通して、地域と障がい者との交流を進めます。

(5) 障がい者支援の地域の体制づくり

障がいのある人を地域で支援していくため、当事者や関係者、ボランティア及び地域住民の参加を促しながら、地域の体制づくりを進めます。

4 主要事業と目標

障がい者計画の事業内容と目標

部門	事業等	内 容	令和5年度	計画目標 令和11年度	所管
広報・啓発	「広報はちまんたい」へ福祉情報の掲載	「広報はちまんたい」へ障がい福祉情報を掲載	随時掲載	継続	地域福祉課
	パンフレットの作成	八幡平市障がい福祉ガイドブックの配布（毎年、内容を更新）	随時配布 ホームページ掲載	継続	地域福祉課
	インターネットの活用	市ホームページにより、障がい福祉に関する情報を提供	内容変更があれば随時更新	継続	地域福祉課
	障がい者理解の促進	障がいへの理解を深めてもらうことを目的に、研修・啓発活動を開催	実施予定	内容を見直しながら実施	地域福祉課
生活環境整備	バリアフリーの推進	公共施設等のバリアフリー化の推進	バリアフリーの推進	継続	建設課
	ユニバーサルデザイン化の推進	暮らしやすい住まいづくりを進めるための、公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	暮らしやすい住まいづくりの推進	継続	建設課
生活支援	相談支援体制の充実	障がいのある人や家族の福祉サービス利用等に関する相談支援体制の充実	相談支援事業所（市内）2か所	拡充	地域福祉課
	高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり推進	重度身体障がい者や介護を必要とする高齢者の自立と介護者の負担軽減のため、住宅改修に要する費用の一部を助成	1件	継続	健康福祉課
	高齢者緊急通報体制整備	一人暮らし高齢者や重度障がい者の方に対して、急病や災害などの緊急時に連絡できる緊急連絡用機器を貸与	49人登録（休止中8人含）	継続	健康福祉課
	在宅要介護者等紙おむつ給付	在宅で紙おむつを必要とする要介護者及び身体障がい者の方に紙おむつを給付	74人登録（うち新規23人）	継続	健康福祉課
	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	寝たきりの高齢者や重度身体障がい者の方が使用する寝具の洗濯、乾燥、消毒	0件	継続	健康福祉課
	身体障害者相談員	身体障がい者の福祉全般の相談に応じる。	身体障害者相談員2人	継続	地域福祉課
	知的障害者相談員	知的障がい者の福祉全般の相談に応じる。	知的障害者相談員2人	継続	地域福祉課
	地域生活支援事業	相談支援、日中一時支援、日常生活用具給付、訪問入浴、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを提供	125人利用（R4）	継続	地域福祉課
	福祉タクシー助成	在宅の重度障がいのある人が、タクシーを利用した際にその料金の一部を助成	124人利用（R4）	継続	地域福祉課
	障がい児通学支援手当	移送サービスを利用せず、市外の特別支援学校に子どもを送迎する保護者に支給	4人（R4）	継続	地域福祉課
障がい者団体の支援	障がい者団体の活動等の支援	2団体	継続	社会福祉協議会	

部門	事業等	内 容	令和5年度	計画目標 令和11年度	所管
保 健 ・ 医 療	乳幼児健康診査	乳児健診、1歳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等	47回実施	継続	健康福祉課
	子育て支援	離乳食教室、乳幼児家庭訪問	教室11回 訪問随時実施	継続	健康福祉課
		相談員配置、子育て支援ヘルパー派遣、学童保育クラブ、つどいの広場、短期入所支援事業等	家庭相談員1人 婦人相談員1人	拡充	地域福祉課
	特定健診	生活習慣病の予防及び早期発見のための各種健診	22日間実施	継続	健康福祉課
	歯科健診	幼児歯科健診、成人歯科健診	幼児は24回 成人は委託している歯科 医院で実施	継続	健康福祉課
	健康相談・健康教育	生活習慣病予防、健康づくりのための健康相談、健康教育	健診結果説明会5回 生活習慣病予防教室3回	継続	健康福祉課
	こころの健康づくり	こころの健康づくりのための相談、講演会	こころの相談会5回 市民健康講座1回	継続	健康福祉課
	精神障害者社会復帰事業 (デイケア)	精神障がい者の社会復帰の支援	12回	継続	健康福祉課
	発達相談	そだち、ことばの発達等の相談	4回	継続	健康福祉課
	早期療育事業	幼児教室の開催	12回	継続	健康福祉課
	妊産婦医療費助成	妊娠5か月から出産した日の翌月までの妊産婦の医療費を助成	129人 (R4)	継続	市民課
	子ども医療費助成	高校生までの子どもの医療費を助成	2,460人 (R4)	継続	市民課
	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳Aの人の医療費を助成	835人 (R4)	継続	市民課
	身体障害者医療費助成	身体障害者手帳3級、特別児童扶養手当2級、障害基礎年金2級の人の医療費を助成	182人 (R4)	継続	市民課
	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成	重度障害者医療給付の対象にならない呼吸機能障害者に在宅酸素療法を行うための酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成	3人 (R4)	継続	市民課

部門	事業等	内 容	令和5年度	計画目標 令和11年度	所管
教 育	障がい児保育	市内の保育所への障がいのある子どもの受け入れ	12か所	継続	地域福祉課
	教育相談	就学や学校生活等の相談・支援（特別な支援を要する児童生徒を含めて）	随時開催	継続	教育委員会
	特別支援学級の設置	特別な支援を要する児童生徒のための特別支援学級を設置	知的、情緒など対象に応じ設置	継続	教育委員会
	児童生徒支援員の配置	必要に応じて市内小中学校に支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒の学校生活及び学習活動を支援	小学校14人を配置 中学校7人を配置	継続	教育委員会
	教育サポートルームの設置及び指導員の配置	不登校児童生徒の学校復帰に向けての相談支援	サポートルームは1か所設置 指導員は3人配置	継続	教育委員会
福 祉	障がい福祉ボランティア活動支援	ボランティア活動の支援（手話サークル、朗読ボランティア等）	2団体（R4）	拡充	社会福祉協議会
	日常生活自立支援事業の利用推進	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援	25人（R4）	継続	社会福祉協議会
	小地域ネットワーク事業	一人暮らし高齢者等や見守りが必要と思われる障がいのある人への、住民ボランティアによる安否確認型見守り	734人（R4）	拡充	社会福祉協議会
	ふれあいいきいきサロン	高齢者の地域での交流の場づくりの支援	51か所、延714回（R4）	拡充	社会福祉協議会
	配食見守りサービス	食事の支度が困難な高齢者や障がいのある人に食事の宅配を行うとともに、安否確認を行う。	40人（R4）	継続	健康福祉課
	雪かきボランティア活動支援	自分で雪かきが困難な高齢者や障がいのある人の、生活路の雪かき	ボランティア数158人（R4）	継続	社会福祉協議会
	福祉用具貸し出し	車椅子、歩行器、特殊寝台等の貸し出し	車椅子24件、歩行器1件（R4）	継続	社会福祉協議会
	外出支援サービス（福祉有償運送事業）	車椅子やストレッチャーを使用しなければ移動のできない人の通院や入退院、施設入退所等の移動の支援	50件・11人登録（R4）	継続	社会福祉協議会
	福祉車輛貸し出し	在宅の外出困難な高齢者や障がい者の家族等に、福祉車輛の貸し出し	76回（R4）	継続	社会福祉協議会
	訪問理美容サービス	寝たきりや重度の障がいのため理美容店に出向くことが困難な人に、在宅で理美容サービスが受けられるよう利用券を交付。	利用登録者 43人 実利用者 35人 利用回数 延106回（R4）	継続	社会福祉協議会
出前講座	小学校等へ高齢や障がい等の疑似体験や手話に関する出前講座を実施	体験回数 17回（R4）	継続	社会福祉協議会	

※ （R4）と表記があるものは、令和4年度の実績です。

I 障がい福祉計画の基本的方針

1 計画の基本理念

(1) 障がい者等の自立と社会参加の実現

障がいのある人もない人も、全ての人々がお互いに人格と個性を尊重し合い共生する社会を実現するため、障害福祉サービス等による支援を行いながら、障がい者の自立と社会参加を図ります。障がい者の多様なニーズを踏まえ、個性や能力を發揮できる機会を通じた社会参加を支えるよう取り組みます。

また、障がいのあるなしに関わらず、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築を目指します。

(2) 身近な地域での一元的な障害福祉サービスの提供

障がい者ができるだけ身近な地域で、障害福祉サービスを受けることができるよう支援します。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等が障がいの種別にかかわらず、それぞれが必要とするサービスの提供を受けることができるように努めます。発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることも併せて周知に努めます。

また、障がい者の自立支援のため、福祉施設から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の充実に努めます。

さらに、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても安定した障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があることから、行政における役割を考え、事業者と協力した取り組みを進めます。

2 計画の基本的考え方

(1) 障害福祉サービス等の充実

障がい者のニーズに応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障がい者が必要とするサービスの利用を促進します。

(2) 施設入所者の地域生活への移行促進

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行の促進に努めます。

また、地域生活を促進するため関係機関と連携し、相談支援や緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点の整備に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の促進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の促進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着の促進に努めます。

(4) 相談支援体制の充実

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画は、特定相談支援事業者が障がい者に最も適切なサービスの組み合わせについて検討し作成する、利用者の支援のための総合的な支援計画であり、今後も、障がい者の支援方針や課題を踏まえ、相談支援の充実に努めます。

障がい者が自らの望む地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、様々なニーズに対応する相談支援体制を構築する必要があります。市内事業者や（※）圏域内の自治体と調整しながら、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めます。

市内の相談支援事業所は、現在2か所のみであることから、新たな事業所の開設に向けて関係機関と協議を進めます。

※圏域内の自治体とは、盛岡市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、八幡平市の盛岡広域8市町を指します。

Ⅱ 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

1 障害福祉サービスの目標値設定のポイント

国が定める基本指針に即して、地域における生活の維持及び継続の推進、就労継続支援の取り組みの促進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、相談支援体制の充実・強化等を図るため、令和8年度までの数値目標を設定します。

国の基本指針（令和5年5月19日告示）

（1） 施設入所者の地域生活への移行

- ① 地域移行者数：令和4年度末時点における施設入所者の6%以上
- ② 施設入所者数：令和4年度末時点から5%以上削減

（2） 地域生活支援の充実

- ① 各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ② 各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

（3） 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ② 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上
- ③ 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の1.29倍以上
- ④ 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の1.28倍以上
- ⑤ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度実績の1.41倍以上
- ⑦ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合：事業所全体の2割5分以上

(4) 相談支援体制の充実・強化等

- ① 各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針(1)①より、令和4年度末時点の入所者数が74人、6%以上の移行を目標とし、地域生活移行者数を5人とします。 ②より、令和4年度末時点(74人)から5%以上削減のため、4人削減とし、令和8年度末時点の入所者数を70人とします。
----------------------	--

【目標値】

年度末時点施設入所者数		削減見込 (A-B)	地域生活 移行者数
令和4年度(A)	令和8年度(B)		
74人	70人	4人	5人

(2) 地域生活支援の充実

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	関係機関と連携を取りながら対応していますが、地域生活支援拠点として、圏域内の市町とも調整を図りながら構築を進めます。
----------------------	--

【目標値】

令和8年度末
体制構築

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針(3)①より、目標値①は、令和3年度実績(4人)の1.28倍以上としているため6人とします。 国の基本指針(3)②③④より、目標値②③④は、事業所別の一般就労移行者数は、令和3年度実績を基準とし、それぞれ、【就労移行支援】1.31倍以上で6人【A型】1.29倍以上で2人【B型】1.28倍以上で2人とします。 国の基本指針(3)⑥より、目標値⑥は、1.41倍以上しても0人ではありますが1人とします。
----------------------	--

【目標値】

①一般就労移行者数

令和3年度	令和8年度
4人	6人

②就労移行支援事業からの一般就労移行者数

令和3年度	令和8年度
4人	6人

③就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数

令和3年度	令和8年度
1人	2人

④就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数

令和3年度	令和8年度
1人	2人

⑤一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（全体の5割以上）

令和8年度末
—

※市内に当該事業所がないことから、目標値は定めていません。

⑥就労定着支援事業を利用した者

令和3年度	令和8年度
0人	1人

⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合（事業所全体の2割5分以上）

令和8年度末
—

※市内に当該事業所がないことから、目標値は定めていません。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	関係機関と連携を取りながら対応していますが、圏域内の市町とも調整を図りながら構築を進めます。
----------------------	--

【目標値】

令和8年度末
体制構築

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制構築を進めます。
----------------------	------------------------------

【目標値】

令和8年度末
体制構築

2 障害福祉サービスの内容及び見込量

【サービスの体系】

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援に分けられます。

(体系図はP14 参照)

■ 訪問系サービスの見込量

それぞれのサービスごとに、令和3年度から令和5年度までの利用実績や利用者の状況等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用者数」「時間数」として算出しました。

サービス見込量確保のため、事業者に対しサービスの拡充や質的向上を図るよう働きかけるとともに、市内に事業所がないサービスについては市外の事業所の活用等広域的な対応により、必要なサービスの確保に努めます。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び通院介助等を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量（月間量）		
時間数（時間）	459	429.2	476	356.5	476	359	360	378	378
利用者数（人）	27	21.6	28	20.2	28	21	20	21	21

※見込は、第6期計画におけるサービス見込量です。実績値は、年間延べ数を12月で除した平均です。以下、同様です。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(※利用者がいない状況が続いており、利用の見込もありません。)

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する際に、同行して移動に必要な情報の提供をするなど、移動の援護を総合的に行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
時間数(時間)	12	0	12	0	12	0	12	12	12
利用者数(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
時間数(時間)	2	2.6	2	2.5	2	3	3	3	3
利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(※利用者がいない状況が続いており、利用の見込もありません。)

■ 日中活動系サービスの見込量

それぞれのサービスごとに、令和3年度から令和5年度までの利用実績や利用者の状況等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用者数」「人日分」として算出しました。

サービス見込量確保のため、事業者に対しサービスの拡充や質的向上を図るよう働きかけるとともに、市内に事業所がないサービスについては市外の事業所の活用等広域的な対応により、必要なサービスの確保に努めます。

(1) 生活介護

通所系事業所及び入所施設内において、常に介護を必要とする人に、日中における、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分	2,000	2,065.2	2,020	2,202.3	2,040	2,250	2,400	2,420	2,440
利用者数(人)	100	103.6	101	111.8	102	113	120	121	122

※「人日分」とは、月平均の利用者数×1人1月当りの平均利用日数です。以下、同様です。

(2) 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、18か月間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分	7	0	7	0	7	0	7	7	7
利用者数(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、24 か月間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量（月間量）		
人日分	60	44	60	39.9	75	34	51	51	68
利用者数（人）	4	2.6	4	2.3	5	2	3	3	4

(4) 就労選択支援【新規】

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、令和7年10月以降、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	—	2	2

(5) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量（月間量）		
人日分	44	37.8	66	45.8	88	22	38	57	76
利用者数（人）	2	1.9	3	2.3	4	1	2	3	4

(6) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難であっても、雇用契約等に基づく就労が可能な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分	168	136.2	168	116.6	189	105	120	120	140
利用者数(人)	8	6.5	8	5.7	9	5	6	6	7

(7) 就労継続支援B型

一般企業等での就労も雇用契約等に基づく就労も困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分	1,615	1,580.5	1,653	1,601.5	1,691	1,660	1,615	1,649	1,683
利用者数(人)	85	86.9	87	90.2	89	94	95	97	99

(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	利用見込数(月間量)		
利用者数(人)	3	1	3	1	4	1	2	2	3

(9) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、施設併設の医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分	210	212.9	210	212.9	210	214	210	210	210
利用者数(人)	7	7	7	7	7	7	7	7	7

(10) 短期入所(福祉型、医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分	52	31.7	52	15.6	52	8	58	58	58
利用者数(人)	4	1.5	4	1.3	4	1	4	4	4

■ 居住系サービスの見込量

それぞれのサービスごとに、令和3年度から令和5年度までの利用実績や利用者の状況等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用者数」「人日分」として算出しました。

サービス見込量確保のため、事業者に対しサービスの拡充や質的向上を図るよう働きかけるとともに、市内に事業所がないサービスについては市外の事業所の活用等、必要なサービスの確保に努めます。

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人が、家事全般についての課題がないかどうか、また、体調や通院状況等について利用者の居宅を訪問し、必要な助言や連絡調整あるいは相談に対応し地域生活上の支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	利用見込数(月間量)		
利用者数(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1

(2) 共同生活援助(グループホーム)

入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、介護サービスも提供します。また、相談や日常生活上の援助を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分(日)	2,090	2,061	2,117	1,990.2	2,146	1,877	2,059	2,088	2,117
利用者数(人)	72	69.9	73	69.2	74	65	71	72	73

(3) 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分(日)	1,980	2,010.1	1,950	2,154.3	1,920	2,192	2,220	2,160	2,100
利用者数(人)	66	67.5	65	73.4	64	74	74	72	70

(4) 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活するための体制として、相談支援、ひとり暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、緊急時の受入れ等の機能を備えた地域の拠点の整備が求められています。また、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされました。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数(箇所)	—	—	1
コーディネーターの配置人数	—	—	1
検証及び検討の年間実施回数(回)	—	—	1

※過年度の実績はありません。

■ 相談支援の見込量

障害福祉サービスを利用するすべての障がい者にサービス等利用計画が作成されるように、利用実績、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援の利用については、安心して地域で生活を送ることができるよう、制度の周知を進めます。

(1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、各自の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援します。

利用支援については、サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成し定期的にモニタリングを行いながら支援します。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	利用見込数(月間量)		
利用者数(人)	38	41.6	39	41.6	41	52	52	50	47

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1	1	2

※過年度の実績はありません。

(3) 地域定着支援

居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等について相談、訪問等の支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1	1	2

※過年度の実績はありません。

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による情報共有や連携を行う市町村ごとの協議の場の設置について、取組を進めます。

精神障がい者の障害福祉サービスの利用者数について、利用実績や今後利用が見込まれる者の数等を勘案して、次のように見込みます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数（人）	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数（人）	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数（人）	15	16	17
精神障がい者の自立生活援助利用者数（人）	—	—	—
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数（人）【新規】	—	—	—

■ 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けて、令和8年度末までに体制の確保を目指します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター設置の有無		—	—	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数（件）	—	—	1
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	—	—	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	—	—	1
	個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	—	—	1
	主任相談支援専門員の配置数（人）	—	—	1
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 【新規】※	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）（回）	1	1	1
	参加事業者・機関数（件）	12	12	12
	協議会の専門部会の設置数（件）	1	1	1
	協議会の専門部会の実施回数（回）	2	2	2

※過年度の目標値の設定はありません。

※個別事例の協議の場である自立支援協議会において、その取組を強化するために項目が追加されました。

■ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への積極的な参加を図ることが必要です。

また、請求内容の誤りを防ぐため、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する機会を作ることが、事業所の適正な運営につながります。

障害福祉サービスの利用者が真に必要なサービスを提供していくため、令和8年度末までに障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指します。

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員参加人数（人）	3		3		3	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数（回）	無	—	無	—	無	—

※過年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数について、目標値の設定はありません。

I 障がい児福祉計画の基本的方針

1 計画の基本理念

(1) 地域共生社会の実現

地域において、相互に役割を持ち、障がいのあるなしに関わらず、地域・暮らし・生きがいとともに創り、高めあうことができる社会を目指します。また、地域の実情に応じて各分野をまたいだ総合的な支援の提供を目指します。

(2) 身近な地域での一元的な障害福祉サービスの提供

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援の提供に努めます。さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(3) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族が、乳幼児期から学校の卒業まで一貫した効果的な支援を、早い段階から身近な地域で受けられるよう、専門的な発達支援の提供に努めます。

2 計画の基本的考え方

(1) 障害児福祉サービス等の充実

障がいの程度やニーズに応じた、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制を整えるとともに、障がいの特性等に応じたサービスの提供を図ります。

(2) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。障がい者に対する相談支援と同様、障がい児支援に

についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の確保を図っていく必要があります。

(3) 発達障がい者等への支援体制の確保

発達障がい者又は発達障がい児の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、支援体制の確保に努めます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の確保

重症心身障害児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の確保に努めます。

Ⅱ 障害児福祉サービス等の数値目標及び見込量

1 障害児福祉サービスの目標値設定のポイント

障害児通所支援等のサービスを提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的として、国が定める基本指針に即して、障がい児の地域における生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度までの数値目標を設定します。

国の基本指針（令和5年5月19日告示）

○ 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置（地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要）
- (2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- (4) 保健、医療、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(1) 児童発達支援センター

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	市内への事業所の設置について、関係機関と連携を取りながら協議を行います。
----------------------	--------------------------------------

【目標値】

令和8年度末
1か所

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	関係機関と連携を取りながら対応していますが、圏域内の市町とも調整を図りながら体制づくりを進めます。
----------------------	---

【目標値】

令和8年度末
体制構築

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	関係機関と連携を取りながら圏域内での確保を進めます。
----------------------	----------------------------

【目標値】

令和8年度末
2か所

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【考え方】

目標値設定の考え方 (国指針参考)	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場は、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置済みです。 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した保健師が役割を果たしています。
----------------------	--

【目標値】

令和8年度末	
協議の場	コーディネーター配置
圏域で設置済	1

2 児童福祉法に基づくサービスの内容及び見込量

【サービスの体系】

障害児通所支援、障害児相談支援、障害児入所支援（実施主体は県）に分けられます。

（体系図はP14 参照）

■ 障害児通所支援の見込量

それぞれのサービスごとに、令和3年度から令和5年度までの利用実績や利用者の状況、障害児の人数、関係機関からの情報提供等をもとに利用者数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用者数」「人日分」として算出しました。

サービス見込量確保のため、事業者に対しサービスの拡充や質的向上を図るよう働きかけるとともに、市内に事業所がないサービスについては市外の事業所の活用等、必要なサービスの確保に努めます。

（1） 児童発達支援

日帰りで、障がいのある児童（未就学児）の日常生活に必要な訓練や支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量（月間量）		
人日分(日)	20	8.3	20	18.6	20	53	6	12	12
利用者数(人)	3	3	3	3.6	3	6	1	2	2

（2） 医療型児童発達支援

上下肢・体幹機能の障がいのある医療的ケアが必要な児童（高校生まで）の日常生活に必要な訓練や支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量（月間量）		
人日分(日)	20	29.7	20	31.2	20	17	17	0	0
利用者数(人)	2	2	2	2	2	1	1	0	0

(3) 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりも支援します。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分(日)	360	347.5	375	356.1	390	398	406	420	420
利用者数(人)	24	24.5	25	27.6	26	28	29	30	30

(4) 保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児に対して、サービス事業所が園等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	サービス見込量(月間量)		
人日分(日)	5	0.2	5	0.5	5	4	5	5	5
利用者数(人)	1	0.2	1	0.5	1	3	1	1	1

■ 障害児相談支援の見込量

障害児通所支援を利用するすべての障がい児にサービス等利用計画が作成されるように、利用実績、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、障害児計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

サービス見込量確保のため、障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。

月間量	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	利用見込数（月間量）		
利用者数（人）	6	6.2	7	5.2	7	8	8	9	9

■ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児（医療的ケアを必要とする超重症児等）が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合的かつ包括的な支援の提供を行うためのコーディネーターを配置します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数（人）	1	1	1

※令和元年度に1名、令和5年度に1名養成研修を受講しました。

■ 障害児入所支援の見込量（実施主体は県）

障がいのある児童を入所させて、日常生活に必要な訓練や支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」があります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型サービス利用者数（年間量）（人）	4	3	1
医療型サービス利用者数（年間量）（人）	3	3	3

資料：岩手県障がい保健福祉課提供

※令和5年度の福祉型サービスの利用者は4人、医療型サービスの利用者は3人です。

■ 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者又は発達障がい児の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への働きかけが重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、支援体制の確保に努めます。

また、県が実施しているペアレントメンター養成講座、ペアレントトレーニング実践研修についても、保護者及び関係機関への周知に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	1	1	1
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数（人）	1	1	1

※過年度の実績はありません。

第6章 地域生活支援事業

I 地域生活支援事業の内容及び見込量

障がいのある人がその有する能力に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業と障害福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加を支援していくための事業です。市では、今後もいろいろなニーズを踏まえ、福祉サービス提供事業者や関係機関と連携を取りながら障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活、社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除くため、障がいのある人への理解を深めるよう、啓発に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

※平成25年度から令和元年度まで「手話体験講座」を実施。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できておりません。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活、社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除くため、障がいのある人及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組み（情報交換・交流活動、災害対策活動、見守り活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、当事者及び保護者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用について総合的な相談・支援を行います。

また、地域の障がい者福祉に関するシステムづくり等を進めていくために「地域自立支援協議会」において、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

事業名	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実施見込数(箇所)	実施見込数(箇所)	実施見込数(箇所)
障害者相談支援事業		6	6	6
基幹相談支援センター		無	無	有
地域自立支援協議会		2	2	2

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用するうえで成年後見制度を利用することが必要であると認められる人に対して、成年後見制度の利用に要する費用の助成を行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	1	1	1

※過年度の実績はありません。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の日常生活自立支援を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	有

※過年度の実績はありません。

(6) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能、視覚などに障がいのある人の意思疎通を仲介するために、無料で手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数(件)	2	2	2

※令和3年度の利用は4件、令和4年度、令和5年度の利用はありませんでした。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、自立支援用具等の日常生活用具（介護・訓練支援用具（特殊寝台、移動用リフトなど）、自立生活支援用具（入浴補助用具など）、在宅療養等支援用具（吸引器など）、情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用時計など）、排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつなど））の給付及び居宅生活動作補助用具（バリアフリー化の住宅改修）の給付を行います。

(単位：件)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込件数（年間量）		
介護・訓練 支援用具	3	0	3	2	3	2	3	3	3
自立生活 支援用具	4	3	4	3	4	4	4	4	4
在宅療養等 支援用具	4	3	4	6	4	6	4	4	3
情報・意思 疎通支援 用具	3	5	3	5	3	3	3	3	3
排泄管理 支援用具	580	611	590	597	600	577	580	590	600
居宅生活 動作補助 用具 (住宅改修)	1	1	1	0	1	2	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講座修了者数（人）	8	15	15

※令和5年度に入門課程を実施し、修了者は8人でした。令和6年度は基礎課程を実施します。

(9) 移動支援事業

1人で外出することが困難な障がいのある人に対して、地域での自立した生活及び社会参加を促すために、外出のための支援を行います。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	5	6	6	4	6	3	3	3	3
延べ利用見込 時間数(時間)	180	157.1	210	124.1	210	121.5	120	120	120

(10) 地域活動支援センター事業

日中の創作活動又は生産活動の機会及び社会との交流の場を提供し、障がいのある人の地域生活支援(創作活動、生産活動、社会適応訓練、相談支援事業等)を行います。新規利用者を含め、利用促進を図ります。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
八幡平市 実利用人数(人)	25	18	25	11	25	13	20	20	20
八幡平市 実施数(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他市町村 実利用人数(人)	10	4	10	4	10	3	3	3	3
他市町村 実施数(箇所)	5	5	5	5	5	4	4	4	4

※他市町村：盛岡市、奥州市 雫石町(令和5年度委託)

(11) 点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳・音訳による情報提供を行います

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10
実施数(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(12) 身体障がい者自動車改造費助成事業

身体障害者手帳1・2級所持者を対象に、自らが運転する自動車の改修費用の一部を助成します。(限度額 10万円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者自動車改造費助成 事業利用者数(人)	1	1	1

※令和5年度に1人の利用がありました。

(13) 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳、療育手帳を所持する人の就労等社会活動を促進することを目的として自動車免許取得費用の一部を助成します。(限度額 10万円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自動車運転免許取得費 助成事業利用者数(人)	1	1	1

※令和2年度に1人の利用がありました。

(14) 生活支援事業

障がいのある人に日常生活に必要な訓練・本人活動支援などを行います。

(15) 生活サポート事業

居宅介護支給決定者以外の緊急利用の方の障がいのある人の日常生活を支援するため、家事援助等を行うホームヘルパーを派遣し、必要な支援を行います。

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	2	0	2	0	2	0	2	2	2
実施数(箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※平成28年度の利用は2人、平成29年度以降利用実績はありません。

(16) 訪問入浴サービス事業

自宅で入浴が困難な人に、訪問により居宅において入浴サービスを行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業利用者数(人)	1	1	1

※平成29年度から1人が利用しています。

(17) 更生訓練費給付事業

施設に入所し、更生訓練を受けている生活保護受給者に訓練に必要な経費を助成します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業利用者数(人)	1	1	1

※平成24年度の利用は1人、平成25年度以降利用実績はありません。

(18) 知的障がい者職親委託事業

知的障がいのある人の就労を支援するために一定期間、事業経営者に委託し、技能習得訓練等を行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい者職親委託事業利用者数(人)	1	1	1

※過年度の実績はありません。

(19) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や介護の一時的な負担軽減を図ります。

福祉サービス事業者に委託して実施します。

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	25	26	27	24	30	24	24	24	24
実施数(箇所)	14	14	14	14	15	10	9	9	9

(20) 代読・代筆ヘルパー派遣事業

視力障がい等により、字を書いたり読んだりすることが困難な障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣して代読・代筆の支援を行います。

居宅介護との同時利用の場合に限り、1回につき30分を基本とします。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1

※令和2年度に1人の利用がありました。

(21) 障がい者社会参加促進支援事業

手帳による交通機関の割引制度等を利用せず、月10日以上、福祉サービス事業所等に通所している方に対して、通所にかかる交通機関の運賃または料金の一部を助成します。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	1	1	2	1	2	1	1	1	1

Ⅱ その他の事業内容及び見込量

(1) 福祉タクシー助成事業

在宅の身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている方に対して、1月当たり2枚、年間最大24枚の助成券を交付します。助成券1枚の額は600円で、1回の乗車で最大5枚まで利用できます。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	140	122	145	124	145	110	120	120	120

※自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方などは利用できません。

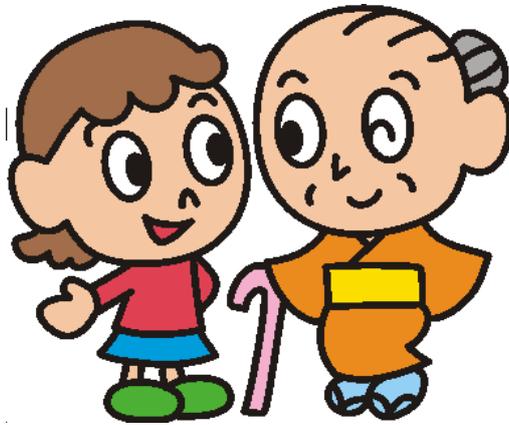
(2) 障がい児通学支援手当支給事業

障害者総合支援法に基づく移送サービスを利用せず、市外の特別支援学校に送迎する保護者に対して、月額5,000円を支給します。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績 (推計)	見込(年間量)		
実利用人数(人)	3	3	3	4	3	4	4	3	3

※月毎の授業日数のうち、出席しなければならない日数の3分の2以上出席していることが条件となります。八幡平市単独の事業です。

資 料 編



【アンケート調査結果の概要】

1 調査目的

八幡平市では、障がい者施策の推進と障がい福祉サービスの提供体制の確保や利用者の拡大を図るため、令和3年4月に八幡平市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定して取り組んでおります。

今回は、これらの計画が令和5年度末で終了するため、障がいのある方が地域で安心して暮らしていける社会の実現に向けて、サービス利用実態及びニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

2 調査対象者

65歳未満の身体・知的・精神(自立支援医療受給者証を含む)の手帳を所持する者(児)で、八幡平市内に居住している者(児)(施設入所・グループホーム入居者・長期入院者等は除いた者(児))としました。(重複障がい者(児)は、身体、知的、精神の順で優先しました)。

3 調査方法

対象者にアンケート調査票を個別に郵送し、記入した調査票は同封した返信用の封筒で回収しました。

4 調査時期 令和5年9月8日から令和5年9月29日まで

5 調査人数 574人

○ 障害別内訳 (単位:人)

区分	身体	知的	精神	精神通院	合計
	185	103	146	140	574

6 アンケート回収について

・回収人数 227人

・回収率 39.5%

7 アンケート調査結果について

【問1】お答えいただくのは、どなたですか。(単位:人)

区分	本人	家族	家族以外	無回答	合計
	169	57	1	0	227

【問2】あなたがお持ちの手帳等は、次のうちどれですか(複数回答)。(単位:人)

区分	身体	療育	精神	精神通院	無回答	合計
	81	46	56	78	5	266

【問3】あなたの性別についてお尋ねします。(単位:人)

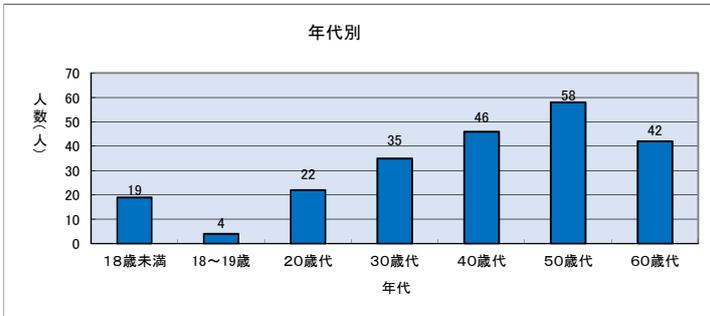
区分	男性	女性	無回答	合計
	120	107	0	227

【問4】あなたがお住まいの地区はどちらですか。(単位:人)

区分	安代	松尾	西根	無回答	合計
	42	55	127	3	227

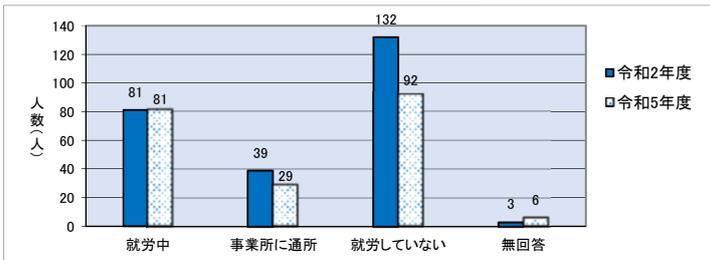
【問5】あなたの年齢についてお尋ねします。(単位:人)

区分	18歳未満	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無回答	合計
	19	4	22	35	46	58	42	1	227



【問6】就労していますか(18歳以上の方)。(単位:人)

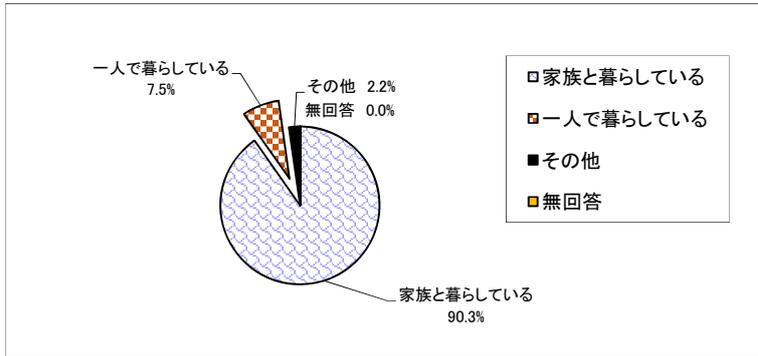
区分	就労中	事業所に通所	就労していない	無回答	合計
就労の有無	81	29	92	6	208
割合	38.9%	13.9%	44.2%	3%	



38.9%の方は何らかの形で就労をしており、44.2%の方が就労していないと回答しています。

【問7-1】あなたは現在、どなたと暮らしていますか。(単位:人)

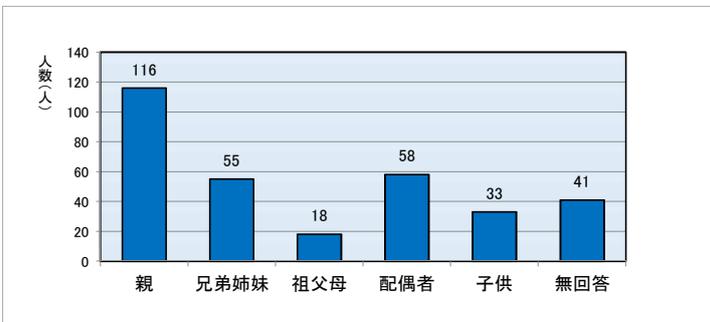
区分	家族と暮らしている	一人で暮らしている	その他	無回答	合計
どなたと暮らしていますか	205	17	5	0	227
割合	90.3%	7.5%	2.2%	0.0%	



90.3%の方が家族と暮らしており、一人で暮らしている方は7.5%となっています。

【問7-2】家族のどなたと同居していますか(複数回答)。(単位:人)

区分	親	兄弟姉妹	祖父母	配偶者	子供	無回答	合計
	116	55	18	58	33	41	321

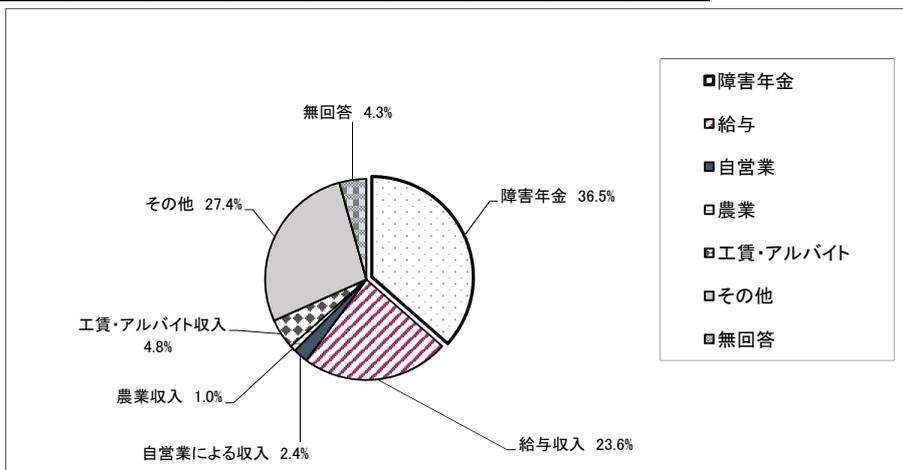


親と同居している方が、一番多くなっています。

親の高齢化と障がい者自身の重度化及び高齢化が課題です。そのため、障がい者の生活を支えるサービス提供体制の構築が必要となってきます。

【問8】あなたの現在の主な収入はどれに該当しますか(18歳以上の方)。(単位:人)

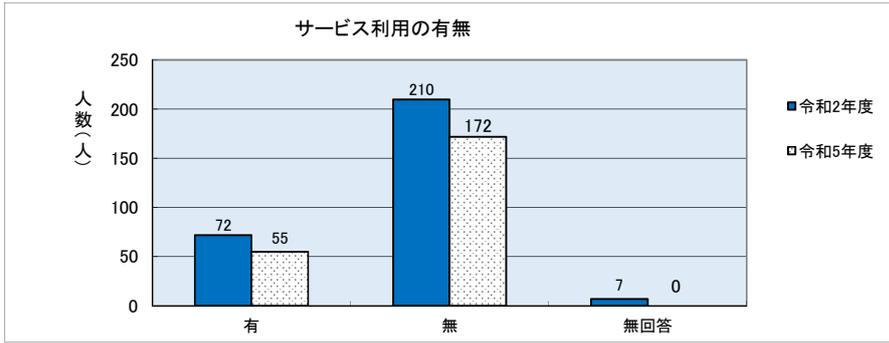
区分	障害年金	給与	自営業	農業	工賃・アルバイト	その他	無回答	合計
	76	49	5	2	10	57	9	208
割合	36.5%	23.6%	2.4%	1.0%	4.8%	27.4%	4.3%	



障害年金により生活されている方が、一番多くなっています。次に多いのが、給与収入となっています。その他として、「障害年金と給与収入」「障害年金と工賃・アルバイト収入」などとなっています。

【問9】あなたは現在、障がい福祉サービス(障がい児通所等を含む)を利用していますか。(単位:人)

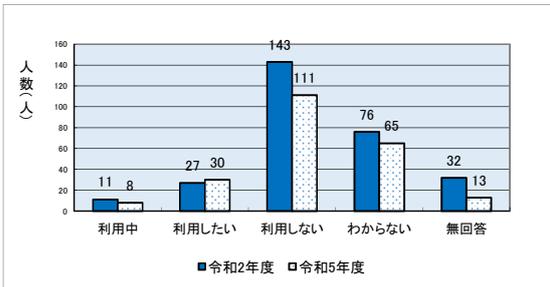
区分	有	無	無回答	合計
	55	172	0	227



【問10】あなたは今後、障がい福祉サービス等を利用したいと思いませんか。

○ ホームヘルパーの利用 (単位:人)

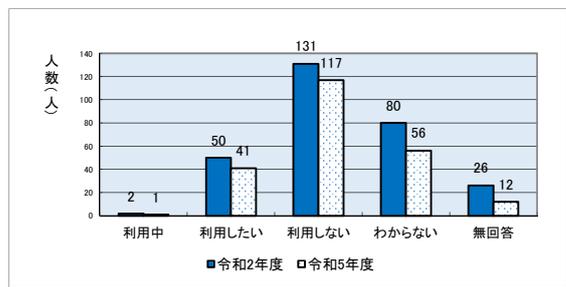
区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	8	30	111	65	13	227



16.7%の方の利用希望がありました。
R2年度は13.1%でした。

○ 短期入所(ショートステイ)の利用 (単位:人)

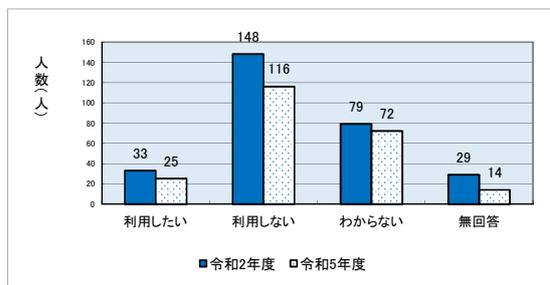
区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	1	41	117	56	12	227



18.5%の方の利用希望がありました。
R2年度は18.0%でした。

○ グループホームの利用 (単位:人)

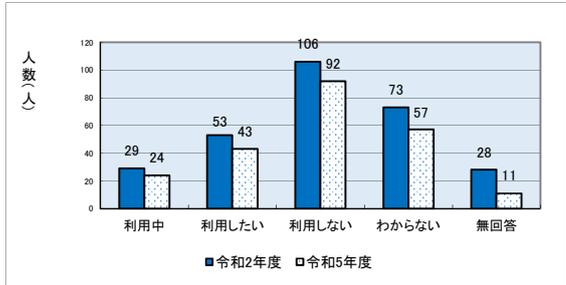
区分	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	25	116	72	14	227



11.0%の方の利用希望がありました。
R2年度は11.4%でした。

○ 就労継続支援の利用 (単位:人)

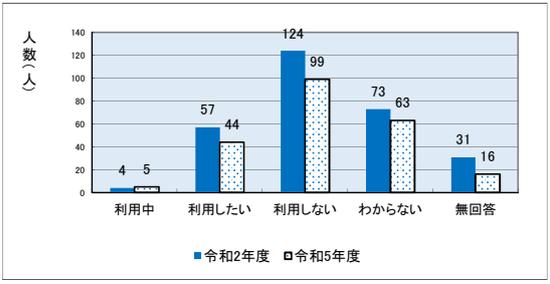
区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	24	43	92	57	11	227



29.5%の方の利用希望がありました。
R2年度は28.4%でした。

○ 就労移行支援の利用 (単位:人)

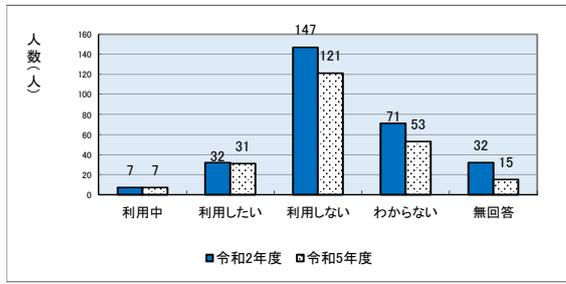
区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	5	44	99	63	16	227



21.6%の方の利用希望がありました。
R2年度は19.7%でした。

○ 生活介護の利用 (単位:人)

区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	7	31	121	53	15	227

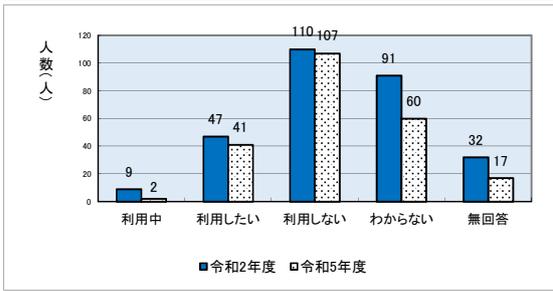


16.7%の方の利用希望がありました。
R2年度は13.5%でした。

○ 地域活動支援センターの利用

(単位:人)

区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	2	41	107	60	17	227

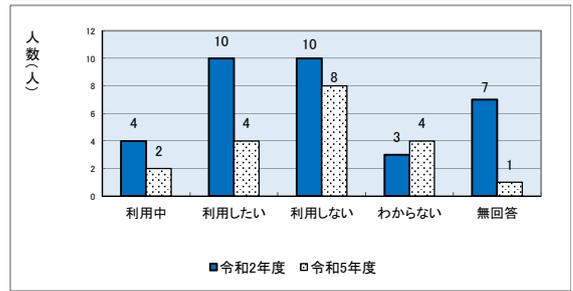


18.9%の方の利用希望がありました。
R2年度は19.4%でした。

○ 児童発達支援の利用(18歳未満のみ集計)

(単位:人)

区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	2	4	8	4	1	19

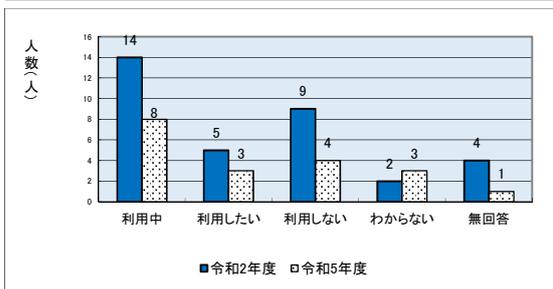


31.6%の方の利用希望がありました。
R2年度は41.2%でした。

○ 放課後等デイサービスの利用(18歳未満のみ集計)

(単位:人)

区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	8	3	4	3	1	19

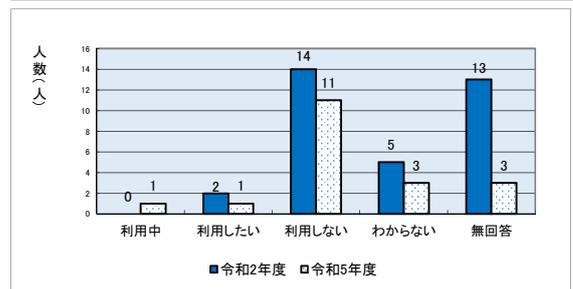


57.9%の方の利用希望がありました。
R2年度は55.9%でした。

○ 保育所等訪問支援の利用(18歳未満のみ集計)

(単位:人)

区分	利用中	利用したい	利用しない	わからない	無回答	合計
	1	1	11	3	3	19

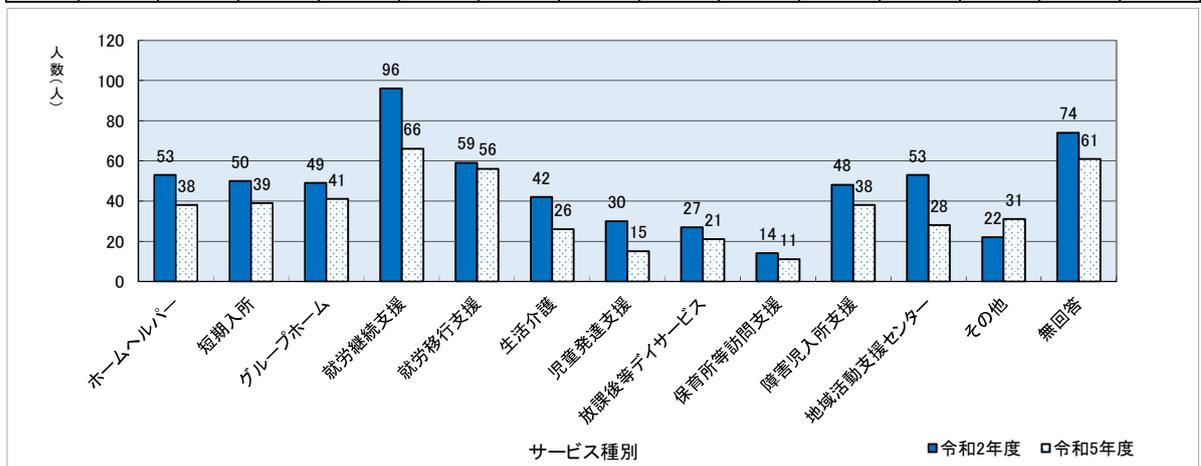


10.5%の方の利用希望がありました。
R2年度は5.9%でした。

【問11】 今後、充実してほしい(増やしてほしい)障がい福祉サービスはどれですか(複数回答)。

(単位:人)

区分	ホームヘルパー	短期入所	グループホーム	就労継続支援	就労移行支援	生活介護	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所支援	地域活動支援センター	その他	無回答	合計
充実を希望するサービス	38	39	41	66	56	26	15	21	11	38	28	31	61	471

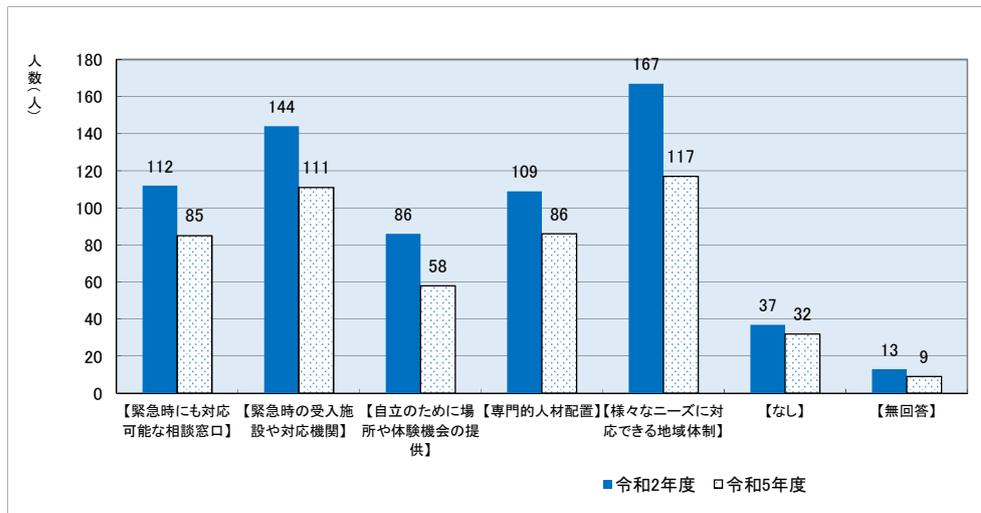


就労継続支援、就労移行支援、グループホーム、短期入所、ホームヘルパーの順に、サービスの充実を希望しているという結果になりました。令和2年度同様、就労系サービスの充実を希望する回答が多くなっています。

その他の内容	
1	全てのサービスがこままっている人にいきわたるようにしてほしい
2	通院の助成
3	りんどうの会
4	病児保育
5	ガイドヘルパー
6	コミュニティバスの増便や路線拡大、通行回数の拡大
7	コミュニティバス増やしてほしい
8	送迎サービス、外出サービス
9	収入や家族構成に対して決める給付(仕事を手伝ってくれる人の確保)
10	日中一時
11	デイケアで入浴サービスがあるとよい
12	学校への送迎サービス
13	家事、育児補助、援助
14	障害児の通学送迎支援
15	自分としては今は充分

【問12】 地域で安心して暮らしていくために、あるとよいと思う機能はどれですか(複数回答)。(単位:人)

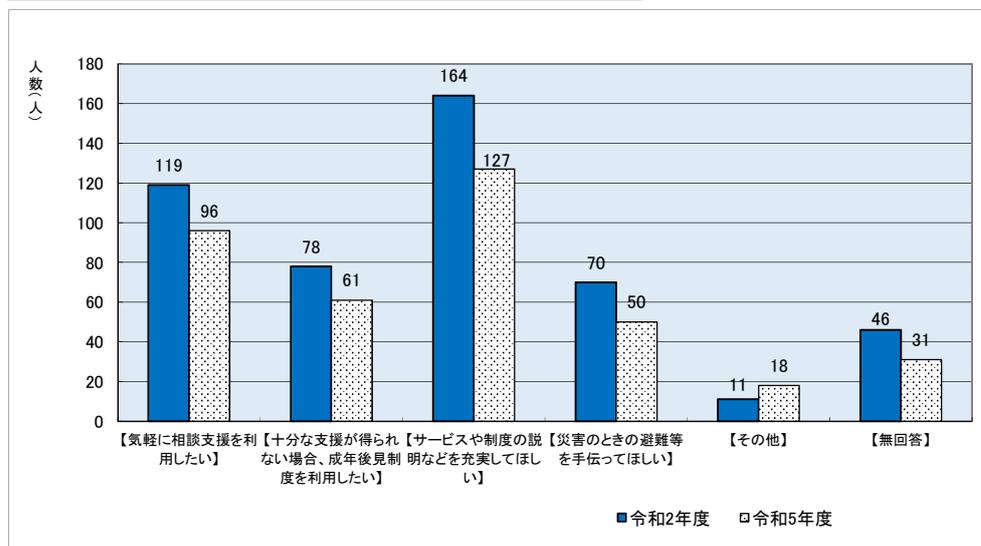
区分	緊急時対応可能な相談窓口	緊急時の受入施設等	体験場所や機会の提供	専門的人材配置	ニーズに対応できる地域体制	なし	無回答	合計
あるとよい機能	85	111	58	86	117	32	9	498



令和2年度同様「様々なニーズに対応できる地域体制」「緊急時の受入施設や対応機関」を希望される方が多い結果となりました。地域で安心して暮らしていくための体制づくりを進めていく必要があります。

【問13】 今後、障がい者施策を充実するために、あなたはどれを希望しますか(複数回答)。(単位:人)

区分	相談支援	成年後見制度	サービスや制度説明	災害対応	その他	無回答	合計
充実を希望する施策	96	61	127	50	18	31	383



「サービスや制度の説明」「気軽に相談支援を利用したい」を希望される方が多い状況です。いろいろな機会を捉えながら、サービスや制度の理解を深めるための情報の発信や、適切にサービスを提供するためにも気軽に相談できる体制が必要であり、相談支援体制の充実が求められます。

その他の内容	
1	自分で出来るうちは自分で
2	年金の増額
3	安楽死制度
4	障がい者が働ける場所が増えてほしい。
5	手話普及化
6	障害のある方が外出する際に出やすくするために障害者手帳を使用できる施設を増やしていただきたいです。
7	タクシー券の使い方を改善してほしい。どこへ行くにも1回3,000円では足りない。通院時は無料にしてもらいたい。(収入に応じて)
8	何がどう利用できるのかわかりやすくしてほしい。

【問14】 障がい福祉に関するご意見があればご記入ください。

1	障がい者の方が生きて行くなかで、自立していける様に指導してほしいと思っています。障がい者に希望を持たせて生きてよかったと言える事があれば良いと感じています。
2	仕事は少ししているが、収入が減った。生活をしていくために家族に迷惑をかけている。八幡平市独自の支援を考えてほしい。
3	障がい者としての立場が不明瞭でわかりにくい。役所の人への対応が上から目線で威圧的で気を病む。
4	色々なサービスや手続きが多くて困難と思うことがある。特に手続き。手続きがようやく出来たと思っても、何ヶ月もかかる事がある。順調に進んでいたとして本当にこれでよいのか不安になる。役所で説明を受けても分かりづらい所があるので、何回も聞きたい気持ちです。そこは分かって下さい。分かりやすく説明をお願いします。上から目線で話をする人も中にはいると思いますが、おこらずにこちらからの問いを聞いて下さい。よろしくおねがいします。
5	健常者からある日突然障害者に転落した頃、心身とも異常で何事も対応・適応出来ない日々を過ごす日々、そして時間ばかり過ぎ、何のサービス、支援等受けられるかわからないまま1年2年と過ぎて、精神通院受給者証手続きを受けられることを医院事務から聞いて、中度障害者受給者証、限度額認定書、障害年金、障害手帳など手続き、それらに関わる免除・減免事項などの手続きをしました。市、県、国、各医療関係者(機関)がもっと親身になってくれる方が居てくれたらもっとスムーズに楽に療養出来たのと思っています。自分の思い過ごしでしょうか？めぐり合う方に縁がなく、無理な希望・期待であったのでしょうか？障害も老化もいつか皆が背負う心身の変調です。横柄な態度だけとはならない方が従事して欲しい。もちろん親切でいねいな方も居られました。
6	障がいを持っている本人、家族、利用施設の職員等の現場を知っている方などの声を聞く場を増やしても良いと思う。市長、議員、職員の皆様には真剣に市民の声を聞いてもらえたらと思う。
7	何もしないで手あつい給料もらってる市の職員減らして下さい。LINEしたり、インスタあげたりしてる無能な市の職員をやめさせて下さい。子育て世代や働きたくても働けない人のための活動やしえんをして下さい。
8	双方が高齢化または求人ミスマッチ等
9	通院介助(付添、タクシー含む)を気軽に対応できるようにしてほしい。特に通院が市外(盛岡、沼宮内)だと介助タクシーも頼むのに一苦労です。
10	市役所に行くのがちょっと敷居が高いイメージがあって行政区範囲内での相談できる場を持っていたら(グチが言いたいただけですが、すいません)シフトがある仕事なので、でも調節して参加していきたい。
11	障害者に対する偏見や差別をしない地域作りをしてほしい。例えば米国は障害者の活躍の場を仕事はもちろん、全ての施設で健常人と同等の見方や接遇をしている。それを目指して欲しい。八幡平市でモデルケースとして他都道府県、市町村の模範となるよう頑張ってください。
12	各障害別補装具等の提案。視覚障害です。どんなものがあるか知りたい。障害者が通常生活をする為のアドバイス。
13	今私は月に1回りんどうの会でお世話になっております。今後も月に、例えば2回なり回数をふやしていただいたり、かのうであれば日帰り旅行なども取り入れて欲しい。電車など色々公共のバスなどで移動してみたい。皆で盛岡のイオンなどにも行ってみたい。
14	八幡平市にも障がい者支援施設をつくってほしい。
15	私は透析の他、腰にばくだんがあり仕事にいきません。歩行もあまり歩けない。自宅で出来る内職などの支援の相談
16	どこの病院でも入院を3ヶ月事に移す事をしないで、希望であれば長く置いてもらえるように出来てほしいです。
17	災害で避難生活の時、私は精神薬を1ヶ月分、親や妹に預けたいと感じています。精神科の診療、薬の時、親が亡くなったら私の通院の付き添いでいただきたいです。私の場合、八幡平市の保健師さんに2度目の就労したいと申しましたが、「盛岡か二戸にしてください」と八幡平市では斡旋できないと言われました。今はコロナで一戸病院精神科の外来作業療法に行けないです。交通の便があまり良くないので、そこは私の住む八幡平市の佐々木市長に改善していただきたいと感じています。通うところを探したいです。八幡平市はもっと防災に力をいれてもらいたいです。佐々木孝弘八幡平市長さん、障がいのある人の手助けに力をいれて下さい。よろしくお願いします。障がい年金いただけるのはとても感謝しています。ありがとうございます。防災用品を買う時へかかる費用を少し援助していただきたいです。健常者の方に精神障がいはいさぐく辛いということを理解していただきたいです。日本の首相や日本の代表の皆さん、障がい者の不安感をなくす努力して下さい。
18	知的障害のある人が利用できる就労継続支援(A型、B型)の数を増やしてほしい。

19	障害者雇用を行う企業が増える様企業へも支援を行って欲しい。現在就職活動をしているが障害者向けの雇用が数える程しかなく、障害があることを伏せ一般応募を繰り返しているが一向に就職できる目途が立っていない。両親も高齢になり仕事も見つからず年金のみの生活では食うにも困る日もある。就労できる条件の緩和も必要と感じる。
20	まったく興味ない。手話普及化にしておけばいい。将来老人が聴力おとろえる時はコミュニケーションの手話出来れば良い事だ。聴力障害者へ偏見はまだ未開人並みでのレベルの人が多くいた。ひどく精神的重責あります。そんな人物たちは県外から来訪者(八戸、仙台、秋田、盛岡、中国人、韓国人、タイ、フィリピン、ベトナム、ネパール、クルド)市内の者と問わず、耳の不自由の女性に対する性的対象の目で見られて迷惑です。明らかに女性をバカにしています。LGBTQ+の聴覚障害者は実在します。異性だけ限定するものではないので、頭固い人達のせいでトラブルになった不快な思いにしてきた。とくに統一教会みたいな思想とか人を不幸にさせる古い考え方に持つ人だけは、差別とつながります。
21	引き続き支援してほしいです。
22	個人の意見ですが、現在、障害者の福祉サービスがどの程度あるのか判りません。これは現在サービスを利用する場面ではないと思っています。しかし、サービスを利用されている方々にとっては、本当に助かっていると思います。改めて平成21年4月の障害福祉ガイドブックを読み返したいと思います。
23	一人暮らしをしているので大変です。老後、今もですけど老人ホームやグループホームを将来希望したいです。
24	手続きなどが複雑で障がい者には難しい事が多いと思います。
25	利用者の意向、家族の意向を十分考慮してほしい。本人は在宅希望しているのにも関わらず、施設に入ったほうが良いと言われたりしたこともある。
26	うちの人がしんどきときとまるところがあればいい。ふつうの人もイベントなどたのしめるところがあればいい。テニスなどかんたんなスポーツがあればいい。バドミントン、たつきゅう、たいりよくがあれば、すもう、じゅうどう、バスケット、バレー、やきゅう。のめる人はさっとのませてもいいと思う。
27	障がい者にどのようなサービスがあるか、知る方法がもう少し簡単に誰でも知れるようにしてほしい。
28	成人でも身体のリハビリが受けれる専門の施設が近くにあればいいと思う。
29	障がい者であれ誰であれ、働かなくては自立も何も話にならない。お金が重要!!若い人もこの町を出ていく!もっと働く場所、事業者の増える町づくり市づくりをして頂きたい!!人の事と思わずに市役所の人々も真剣に考えなくては人口はどんどん減りますよ。税収もとれなくなったらどうするんですか?福祉サービスの方々だってタダじゃないんですよ?頑張ってください!!!!
30	コロナに感染後、味覚、耳の聞こえ、頭のモヤット状態が続き、これからの生活に喜びを感じないこと。
31	障害者の方が就職先を見つけやすくするために障害者雇用(求人)をたくさん増やしてやくわりのある社会にしていきたいです。
32	外見で分かるものだけが障害ではないのですが、理解されず辛いときがあります。
33	身体手帳をもっていたが、症状悪化のため手術に。足がなくなり義足になるかもという状況でしたが、どこにも相談できず。また再就職までも長くろうしました。(職もお金もなく)もっと気がるに、相談できるサービスがあったらよかったと思います。結果的に足はつながったままです。
34	病院精が昔合わず。毎日死のうとしていました。命の電話にtellしたり…市の相談窓口などもわからず。一人で苦しい思いをしました。県の保健師→市に連絡が行き、病院をかえるサポートをしてもらいましたが、もっと不安や悩みを気がるにきいていただけたら、こんな大さわぎにならなかつたかとも思います。
35	市内にもっと利用できるサービスが増えてほしい。支援学校の送迎も市で行ってもらえれば良いなと思います。
36	体調が悪くても働かなければいけない、その為に収入が減ってしまうので援助があると助かります。
37	通院費補助等の支援の拡充、ガソリン代高騰のため。
38	色々な手続きを支所ですべておこなえる様にして欲しい。支所に行くためのバスを家の前の道路から乗れる様にして欲しい。
39	日頃の通院や障がい者割引等利用させていただいております。とても感謝しています。ありがとうございます。市役所の窓口対応もとても親切で親身になって相談にのっていただいております。
40	支援学校への通学の支援がほしい。土曜日や夕方(18時位)まで利用できる日中一時等があれば助かる。生活介護、日中一時を充実させてほしい(個々の特性、能力を伸ばすために)
41	意見、アンケートをしても行政は特に何もしてくれる事がないので期待はしていない。やれる事、できる事、しなければいけない事(仕事)をしっかりやってほしい。
42	摂食障害や窃盗症、依存症の人に適したグループホームなどがあれば良いと思う。障がい福祉と介護福祉サービスが併用できないと思うので、高齢者に対するサービスの充実、又は介護への移行がスムーズにできる仕組みがあるといいと思う。
43	出来ればもう少しタクシーの金券をふやしてほしい。車の運転する人がいないので大変です。
44	相談しやすい環境を作ってほしい。
45	支援学校への送迎サービスが必要。今の所は全てをまかなえないので制限があり、困っている。
46	今はまだ小学生の子供ですが、将来、地元で働けると良いと思っています。働く所が確実にある状況になるよう、今から地元の理解と事業所の充実をはかって頂きたいです。盛岡以北では、障がい福祉の情報が得にくかったり、放デイのサービスの不足が感じられます。上記の間12、13について、HPの掲載や1枚で分かりやすくまとめられたパンフレットなどがあると大変助かります。八幡平市に支援学校を作るうごきがあるようです。これをきっかけに、障がい福祉の充実、事業所が増えるなど期待しています。

47	障がい者専用の求人情報が少ない。
48	子育てしながら、精神通院してます。パートをかけもちで仕事もして、子供の送り迎えもして、精神的につらくなります。静かに一人で休める場所と時間がほしいです。
49	ストーマ装具の申請に毎回役所までいくのは面倒だ。業者から見積りをもらうのも業者から役所にエクセルのデータを送ってもらい、私は役所からもらった申請のエクセルデータを入力しメール送信。印の部分は廃止にすれば、メールでの申請の可能なはずだ。毎回、名前や住所等かかせるのはどうなんだ。名前と生年月日がわかればデータベースに登録している情報があり、かいてもらわなくてもわかるのでは。何ひとつ変わっていないということは誰も何も思っていない。障害者の気持ちを考えていない。このアンケートによって何が変わる？形だけの税金の無駄使い。
50	障がい者が利用できる割引サービス等の案内を積極的に行ってほしい。障がい者手帳を取得するのを迷ったりしている人が知る事ができれば一歩踏み出せると思うし、障がいがあってもたくさん出掛けたり充実して過ごせると思う。
51	現在、みたけ支援学校に通学している子供がいるが、学校までの送迎に大変困難を感じている。市の方から何度も支援についてのアンケートが来る度、送迎支援について書いているが何一つ状況が変わらない。市の方へ連絡し支援のお願いをした事もあるが、何も回答がなかった。八幡平市に支援学校をつくる事を考える前に、障がい児の通学送迎支援を考えて下さる事は出来ないのでしょうか？保護者の皆さんが望んでいるのは、学校を新たにつくる事ではなく、送迎の支援です。どうぞ宜しくお願い致します。
52	保健師さんは巡回しているんですか？
53	現在利用していないのでほとんど意見することがないのですが、これから利用していく場合、どこに、どんな、どうすればと手をつける窓口がわかりません。実際充実しているのかも身近なものとして開けているように見えず不安があります。もっと気軽に知ることができる情報公開があるといいですね。
54	交通の便が悪いので、タクシー割引やバス割引があると良いと思う。

問12 地域で安心して暮らしていくために、あるとよいと思う機能は次のどれですか。(複数回答可)

1. 夜間や休日など、緊急の場合にも対応可能な相談窓口。
2. 緊急の場合に、一時的に受け入れてもらえる施設や、医療機関への連絡など対応してくれる機関。
3. 自立のために、グループホームの利用や、一人暮らしの体験ができる場所や機会の提供。
4. 医療的ケアが必要な場合や、障がいの重度化・高齢化へ対応できる専門的な人材の配置。
5. 障がいで困っている方の様々なニーズに対応できる地域の体制づくり。
6. 特にない

問13 今後の障がい者施策を充実するために、あなたは次のどれを希望しますか。(複数回答可)

1. 障がい福祉サービス等を利用しやすくするため、気軽に相談支援を利用したい。
2. 障がいのある方の保護者が高齢化し、十分な支援が得られない場合、成年後見制度を利用したい。
3. 障がいのある方が使えるサービスや制度の説明などを充実してほしい。
4. 災害のときの避難等を手伝ってほしい。
5. その他 ()

問14 障がい福祉に関するご意見があればご記入ください。



○ ご協力ありがとうございました。

(設置)

第1条 市の相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する支援体制の整備に関し協議を行うため、八幡平市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業並びに相談支援体制の整備及び運営に関すること。
- (2) 相談支援事業及び相談支援体制の評価に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい者計画の策定及び進捗状況の把握に関すること。
- (6) 障がい福祉計画の策定及び進捗状況の把握に関すること。
- (7) 障がい児福祉計画の策定及び進捗状況の把握に関すること。
- (8) その他協議会において必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者関係団体構成員
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健、医療、教育及び雇用関係者
- (5) 地域ケアに関し識見を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他障がい者福祉の推進のために必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(報償)

第8条 委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

八幡平市の障害福祉サービス事業所一覧(令和5年12月末日現在)

	事業所名	住所	電話番号
相談支援	くらしの相談室	八幡平市大更25-223-11 ハイブリッジA棟105号	68-7250
	相談支援事業所かけはし	八幡平市大更19-79-1	080-7698-5236
居宅介護	富士見荘指定訪問介護事業所	八幡平市柏台2-5-15	78-4220
	ふれあいセンター安代訪問介護事業所	八幡平市小柳田210-1	72-3298
	JA ライフサポートホームヘルプステーション西根	八幡平市田頭39-72-2	70-2181
日中一時支援	西根会指定通所介護事業所(むらさき苑)	八幡平市田頭24-36	76-3100
	西根会北部指定通所介護事業所(西根北部デイサービスセンター)	八幡平市堀切14-16-1	64-1110
	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	八幡平市小柳田210-1	63-1501
	りんどう苑デイサービスセンター	八幡平市丑山口27-5	73-2722
	地域活動支援センター松の実(NPO 法人まつぼっくり)	八幡平市大更16-4-284	76-5020
	まるごとケアの家 里・つむぎ	八幡平市田頭12-99-1	76-4424
日中活動系	(就労継続支援B型・生活介護)そよかぜの家	八幡平市野駄14-32	75-2878
	(就労継続支援B型・生活介護)ポパイの家	八幡平市大更39-139	75-2295
	(就労継続支援B型) ワークサポート蓮華	八幡平市田頭8-139-2	68-7821
	(就労継続支援B型) すばる	八幡平市田頭22-108-3	68-7230
	(生活介護)八幡平ハイツデイサービスほかほかクラブ	八幡平市松尾寄木1-590-4	78-2229
	(生活介護)小規模多機能ホーム くるまっこ	八幡平市田頭12-94-1	75-2310
	地域活動支援センター「ふらっと」	八幡平市大更21-10-5	75-1167
居住系	共同生活事業所「八幡平」 川村ホーム	八幡平市大更25-121-6	※居住系問い合わせ先のとおり
	共同生活事業所「八幡平」 七時雨ホーム	八幡平市大更25-149	
	ケア・ホーム 岩手山	八幡平市平笠10-63-2	
	グループホーム 姫神山	八幡平市平笠9-76-1	
	グループホーム 早池峰山		
	グループホーム 愛宕山	八幡平市平笠9-42-2	
	ひまわりホーム	八幡平市大更18-88-108	
	たかさホーム	八幡平市大更16-4-183	
	ラパンアジルホーム	八幡平市大更18-50-435	
	さつきホーム	八幡平市大更18-50-93	
	グループホーム かえるの家	八幡平市大更10-43-3	
	共生型グループホーム 白山の里	八幡平市田頭12-18-1	
	グループホーム 野駄の家	八幡平市野駄18-90-4	
(短期入所)小規模多機能ホーム くるまっこ	八幡平市田頭12-94-1	75-2310	
障がい児	放課後等デイサービス きらきら星	八幡平市大更16-4-241	68-7270
	放課後等デイサービス きらきら星2号館	八幡平市大更34-62-1	78-8655

※詳しくは、八幡平市障がい福祉ガイドブックをご覧ください。

※居住系問い合わせ先

○共同生活事業所「八幡平」 川村ホーム、七時雨ホーム

地域活動支援センター ふらっと 電話:75-1167

○ケア・ホーム 岩手山、グループホーム 姫神山、グループホーム 早池峰山、グループホーム 愛宕山

株式会社西部産業 電話:75-2520

○ひまわりホーム、たかさホーム、ラパンアジルホーム、さつきホーム

特定非営利活動法人まつぼっくり 電話:76-5020

○グループホームかえるの家

株式会社 That's Life 電話:78-8145

○共生型グループホーム 白山の里、グループホーム 野駄の家

特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平 電話:76-4424

八幡平市障がい者計画(第4次)・八幡平市第7期障がい福祉計画・

八幡平市第3期障がい児福祉計画策定委員名簿

○八幡平市障がい者自立支援協議会委員

(令和5年9月5日～令和7年9月4日)

氏名	区分	所属	
宇土沢 弘子	障がい者関係団体構成員	八幡平市身体障害者福祉協会会長	
岡田 久	障がい者関係団体構成員	八幡平市社会福祉協議会会長	会長
藤村 裕子	相談支援事業者	指定特定相談支援事業所くらしの相談室所長	
武田 志子	相談支援事業者	相談支援事業所かけはし(相談支援専門員)	
吉田 理加	相談支援事業者	盛岡広域圏障害者地域生活支援センター (相談支援専門員)	
八幡 円	障害福祉サービス事業所	放課後等デイサービスきらきら星所長	
田村 昌	障害福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所すばる管理者	
小田島 寿江	障害福祉サービス事業所	地域活動支援センターふらっと所長	副会長
村上 史枝	保健・医療・教育及び雇用関係者	ひめかみ病院地域連携主幹(精神保健福祉士)	
佐藤 晃	保健・医療・教育及び雇用関係者	八幡平市企業懇談会副会長 (有)ファーストコートサービス取締役社長	
高橋 千恵子	地域ケアに関し識見を有する者	特別養護老人ホームむらさき苑施設長	
熊谷 彩香	その他障がい者福祉の推進のために必要と認められる者	障害福祉サービス利用保護者	
八重樫 英広	関係行政機関の職員	教育委員会事務局教育指導課指導主事	
鈴木 文香	関係行政機関の職員	松尾保育所副所長	
岩泉 園子	関係行政機関の職員	健康福祉課健康推進係長	



八幡平市市民憲章

(平成18年11月3日制定)

八幡平市は、岩手山・八幡平・安比高原の裾野に広がる大自然にめぐまれた農（みのり）と輝（ひかり）の大地です。わたくしたちは、心を一つにして、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 1、わたくしたちは、自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、心身をきたえ、活力にみちたまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、ふれあいを大切に、人情あふれるまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、共に学び働き、暮らしのゆたかなまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、限りない未来に向け、希望にもえるまちをつくります。

八幡平市障がい者計画（第4次）

八幡平市第7期障がい福祉計画

八幡平市第3期障がい児福祉計画

発行 八幡平市 令和6年3月

編集 八幡平市地域福祉課

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地

電話 0195-74-2111(代表)

E-mail chifukuka@city.hachimantai.lg.jp

ホームページ <http://www.city.hachimantai.lg.jp>
